

第 57 回

職員の給与等に関する報告および勧告

平成 19 年 10 月

福井県人事委員会

(ページ調整のための白紙)

写

人委 第 375 号
平成 19 年 10 月 9 日

福井県議会議長 石川 与三吉 様
福井県知事 西川 一誠 様

福井県人事委員会
委員長 川上 賢正

職員の給与等に関する報告および勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条および第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。
この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要望します。

(ページ調整のための白紙)

報 告

1 職員の給与

(1) 在職者数および平均給与月額

本委員会は、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。以下「職員」という。）の給与等の実態を把握するため、本年4月「平成19年福井県職員給与実態調査」を実施した。その結果によると、第1表に示すとおり、在職者数は、13,655人であって、これら在職者の平均年齢は42.4歳であり、また、その男女別構成は男59.1%、女40.9%となっている。

これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、警察職、教育職、研究職、医療職、福祉職の6種9給料表の適用を受けており、このうち、行政職給料表適用職員の平均給与月額は、給料359,918円、扶養手当9,780円、地域手当3,717円、計373,414円であり、警察官、教員、研究員、医師等を含めた職員全体の平均給与月額は、給料380,173円、扶養手当8,876円、地域手当4,135円、計393,184円である。

第1表 平均給与月額、在職者数、平均年齢等

給料表		行政職	警察職	教育職 (一)	教育職 (二)	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	福祉職	全給料表
区 分											
平均 給 与 月 額	給 料	359,918	359,069	397,406	395,526	410,875	474,358	357,046	342,215	421,066	380,173
	扶養手当	9,780	14,506	8,747	7,012	12,141	17,763	6,823	1,931	2,306	8,876
	地域手当	3,717	3,385	3,674	3,670	3,961	61,955	3,343	3,107	3,835	4,135
	計(円)	373,414	376,961	409,827	406,208	426,977	554,076	367,213	347,254	427,208	393,184
人 員(人)		3,498	1,648	2,310	4,838	306	120	263	641	31	13,655
性別 (人)	男	2,486	1,580	1,357	2,110	261	105	122	37	7	8,065
	女	1,012	68	953	2,728	45	15	141	604	24	5,590
学 歴 (人)	大 学	1,999	827	2,078	4,645	275	120	152	157	9	10,262
	短 大	471	30	98	192	13		109	457	17	1,387
	高 校	1,020	789	134	1	18		2	25	5	1,994
	中 学	8	2						2		12
年 齢(歳)		42.8	41.5	42.0	42.9	44.4	42.2	42.0	38.6	48.3	42.4
経験年数(年)		21.7	20.9	19.6	20.5	22.0	18.6	20.1	17.7	26.7	20.6

(注) 1 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

2 再任用職員は含まれていない。(以下、第4表までについて同じ。)

3 教育職(一)の適用機関は県立学校、教育職(二)の適用機関は市町立学校である。

(2) 扶養手当の支給状況

扶養手当の支給状況について調査した結果によると、第2表に掲げるとおり受給職員は6,273人で、全職員の45.9%を占めており、職員1人当たり平均扶養親族数は1.0人(受給職員平均では2.2人)となっている。また、職員1人当たりの平均手当月額は8,876円(受給職員平均では19,320円)となっている。

第2表 扶養手当の支給状況

区 分	人 員(人)	割 合(%)	平均扶養親族数(人)	平均手当月額(円)
扶養手当受給職員	6,273	45.9	1.0 〔受給職員 平均では 2.2〕	8,876 〔受給職員 平均では 19,320〕
扶養親族 1人	1,835	13.4		
2人	2,224	16.3		
3人	1,554	11.4		
4人	537	3.9		
5人	106	0.8		
6人以上	17	0.1		
扶養手当非受給職員	7,382	54.1		
計	13,655	100.0		

(3) 住居手当の支給状況

住居手当の支給状況について調査した結果によると、第3表に掲げるとおり受給職員は4,612人で全職員の33.8%を占めており、その内訳は、借家・借間居住者1,209人(26.2%)、自宅居住者3,403人(73.8%)となっている。

なお、借家・借間居住者の1人当たり平均手当月額は25,602円となっている。

第3表 住居手当の支給状況

区 分		該 当 職 員		平均手当月額(円)	
		人員(人)	割合(%)		
住居手当受給職員		4,612	100.0		
内 訳	借家 ・ 借間	手当額11,000円以下の受給者	5	0.1	25,602
		手当額11,000円を超え27,000円未満の受給者	433	9.4	
		手当額27,000円の受給者	771	16.7	
	小 計	1,209	26.2		
自宅	手当額3,000円の受給者	3,403	73.8		

(4) 通勤手当の支給状況

通勤手当の支給状況について調査した結果によると、第 4 表に掲げるとおり受給職員は 11,475 人で全職員の 84.0% を占めており、その内訳は交通機関等利用者 818 人 (7.1%)、交通用具使用者 10,330 人 (90.0%)、併用者 327 人 (2.8%) となっている。

なお、交通機関等利用者についてみると、平均手当支給額は 11,595 円となっており、自己負担のある者 (運賃所要額が 55,000 円を超える者) は 0 人となっている。

また、交通用具使用者のうち自動車使用者は 10,183 人 (98.6%) を占めている。

第 4 表 通勤手当の支給状況

区 分 通勤方法	該 当 職 員			平均手当月額(円)
	人 員(人)	割 合(%)		
受 給 職 員 計	11,475	100.0		
交通機関等利用者	818	7.1	(100.0)	11,595
55,000円までの者	818	7.1	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	
交通用具使用者	10,330	90.0	(100.0)	7,738
自転車	133	1.2	(1.3)	
原動機付自転車等	14	0.1	(0.1)	
自動車	10,183	88.7	(98.6)	
併 用 者	327	2.8	(100.0)	16,262
55,000円までの者	327	2.8	(100.0)	
55,000円を超える者	0	0.0	(0.0)	

(注) ()内の数値は、交通機関等利用者、交通用具使用者および併用者をそれぞれ 100 としたときの割合である。

2 民間の給与

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所のうちから、層化無作為抽出法により抽出した 99 事業所を対象に、「平成 19 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる職務に従事する者のうち事務・技術関係 22 職種の 3,018 人および研究員、医師等 56 職種の 554 人について、本年 4 月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を実地かつ詳細に調査した。

なお、本年の調査においては、昨年に引き続き、調査対象となる民間企業の規模を 50 人以上とし、調査対象従業員の範囲にスタッフ職等を含めるなど、精確な公民比較が維持できる範囲において広く調査を行うこととした。

また、給与改定の状況や各企業における雇用調整の実施状況等についても調査を行った。

(1) 本年の給与改定等の状況

給与改定の状況について調査した結果、第 5 表に示すとおり、一般の従業員で見ると、ベースアップを実施した事業所の割合は 37.8% (昨年 26.0%)、ベースアップを中止した事業所は 7.8% (同 23.3%)、ベースダウンを実施した事業所が 0.0% (同 0.9%) となっている。また、一般従業員に関してベア慣行なしと回答した事業所は 54.4% (同 49.8%) であった。

定期昇給の状況については、第 6 表に示すとおり、実施事業所の割合は一般の従業員について 67.2% (同 68.1%) となっている。

賃金カットの状況については、第 7 表に示すとおり、実施事業所の割合は、0.0% (同 0.0%) となっている。

年俸制の導入状況については、第 8 表に示すとおり、導入事業所の割合は、課長級では 29.6% (同 10.2%)、部長級では 18.1% (同 15.8%) となっている。

第 5 表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
係 員	37.8	7.8	0.0	54.4
課 長 級	24.8	10.4	0.0	64.8

第 6 表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実施			定期昇 給停止	定期昇給 制度なし		
		増 額	減 額	変化なし		年俸制		
係 員	78.4	67.2	22.7	6.7	37.7	11.2	21.6	-
課 長 級	71.9	61.5	10.2	3.6	47.7	10.3	28.1	29.6

第7表 民間における賃金カットの状況

(単位：%)

賃金カットを実施した事業所	0.0
---------------	-----

(注) 「所定内給与または基本給」に対する賃金カットの実施状況である。

第8表 民間における年俸制の導入状況

(単位：%)

項目		年俸制を実施している事業所	年俸制を実施していない事業所
役職段階			
課	長 級	29.6	70.4
部	長 級	18.1	81.9

(2) 民間における諸手当の支給状況

(家族手当)

民間における家族手当の支給状況について調査した結果は、第9表に示すとおりとなっている。

第9表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,794円
配偶者と子1人	18,330円
配偶者と子2人	22,890円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、各1人につき6,000円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

(住宅手当)

民間における住宅手当の支給状況について調査した結果は、第10表に示すとおりとなっている。

第10表 民間における住宅手当の支給状況

(単位：%)

支給の有無		事業所割合
支	給	29.4
	借家・借間居住者に支給	29.4
	自宅居住者に支給	44.9
非	支給	70.6

(3) 雇用調整の実施状況

雇用調整の実施状況について調査した結果、第11表に示すとおり、平成19年1月以降に雇用調整を実施した事業所の割合は16.0%（昨年20.8%）となっており、昨年より減少している。雇用調整の措置内容としては、業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換4.6%、部門の整理・部門間の配転4.5%、残業の規制3.6%などの割合が高く、また、正社員の解雇1.8%などの厳しい措置も一部で実施されているが、多くの措置内容において昨年より概ね実施割合が減少している。

第11表 民間における雇用調整の実施状況

(単位：%)

項 目	実施事業所割合
採用の停止・抑制	2.3
部門の整理・部門間の配転	4.5
業務の外部委託・一部職種の派遣社員等への転換	4.6
転籍出向	1.0
一時帰休・休業	0.0
残業の規制	3.6
希望退職者の募集	0.0
正社員の解雇	1.8
賃金のカット	0.0
計	16.0

(注) 1 平成19年1月以降の実施状況である。

2 複数回答方式により調査しているため、計は各項目の数値の合計となっていない。

3 職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

前記の「平成19年福井県職員給与実態調査」および「平成19年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては公務の行政職に類すると認められる職種の者について、役職段階、学歴、年齢等が同等と認められる者同士の4月分の給与額を比較（ラスパイレス比較）し、その較差を算定した。その結果、第12表に示すとおり、民間給与が職員給与を951円（0.25%）上回った。

第12表 職員と民間の給与較差

区 分	金 額 等
民間給与 (A)	382,203 円
職員給与 (B)	381,252 円
較 差 (A) - (B)	951 円
$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$	0.25%

(2) 特別給

「平成19年職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で事務・技術等従業員に支払われた賞与等の特別給は、第13表に示すとおり所定内給与月額額の4.50月分に相当している。なお、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数は4.45月である。

第13表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
	平均給与月額	下半期 (A1)	353,915 円
上半期 (A2)		349,749 円	255,536 円
特別給の支給額	下半期 (B1)	805,954 円	464,568 円
	上半期 (B2)	775,244 円	462,530 円
特別給の支給割合	下半期 (B1 / A1)	2.28 月分	1.76 月分
	上半期 (B2 / A2)	2.22 月分	1.81 月分
年 間 の 合 計		4.50 月分	3.57 月分

(注) 下半期とは平成18年8月から平成19年1月まで、上半期とは平成19年2月から同年7月までの期間をいう。

4 生 計 費 等

(1) 物 価 ・ 生 計 費

今年4月の消費者物価指数(総務省)は、福井市においては昨年4月と比べ0.4ポイントの下落となっている。また、家計調査(総務省)によれば、今年4月の福井市内の全世帯(農林漁家世帯を除く)における消費支出は、昨年4月と比べ2.1%の増加となっている。

平成19年4月分の家計調査の結果を基礎として、世帯人員等の調整を行うことにより算出した費目別平均支出金額に費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した福井市における2人世帯、3人世帯および4人世帯の標準生計費は、今年4月においてそれぞれ211,850円、226,880円、241,920円(昨年4月においては、それぞれ168,740円、198,280円、227,830円)となった。また、別に算定した1人世帯の標準生計費は、105,170円(昨年95,790円)となっている。

(参考資料第18表、第20表)

(2) 雇 用 情 勢

労働力調査(総務省)によれば、今年4月の全国における完全失業率は、昨年4月の水準から0.3ポイント改善し、3.8%(季節調整値)となっている。本県においては昨年4月から6月の平均と比べ0.3ポイント上昇し、2.9%(モデル推計値)となっている。

また、一般職業紹介状況(厚生労働省)によれば、本県における今年4月の有効求人倍率は、昨年4月と比べ0.02ポイント低下し、1.39倍(季節調整値)となっている。

(参考資料第20表)

5 人事院の報告および勧告

人事院は、本年8月8日、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与等について報告し、あわせて給与等の改定について勧告するとともに、公務員人事管理について報告を行った。

その概要は次のとおりである。

(1) 給与勧告の骨子

公務員給与の改革への取組

平成17年の勧告時の報告において、地域間配分の適正化、職務給の徹底、成績主義の推進を図るため、給与制度の抜本的な改革を行うことを表明。この給与構造改革は、平成18年度から俸給表水準の引下げ(4.8%)を実施しつつ、逐次手当の新設等を行い平成22年度までの5年間で実現

また、民間企業の給与水準をより適正に公務の給与水準に反映させるため、平成18年勧告の基礎となる民間給与との比較方法について、比較対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に改めるなど抜本的に見直し

人事院としては、公務員給与の改革を進めることにより、国民の支持の得られる適正な公務員給与の確保に向けて全力で取り組む所存

給与勧告の基本的考え方

給与勧告の意義と役割

勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤

民間準拠の考え方

国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約10,200民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査(完了率89.4%)

月例給 公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴、勤務地域の同じ者同士を比較

民間給与との較差	1,352円	0.35%	{行政職(-)・・・現行給与383,541円	平均年齢40.7歳}
俸給	387円	扶養手当	350円	
地域手当	560円	はね返し分	55円	

ボーナス 昨年冬と本年夏の1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間支給月数を比較

民間の支給割合 4.51月 (公務の支給月数 4.45月)

2 給与改定の内容と考え方

月例給

(1) 俸給表 初任給を中心に若年層に限定した改定(中高年齢層は据置き)

行政職俸給表(一)

改定率 1級1.1%、2級0.6%、3級0.0%。4級以上は改定なし

初任給 種 181,200円(現行179,200円)、種 172,200円(現行170,200円)

種 140,100円(現行138,400円)

その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表等を除く)

(2) 扶養手当 民間の支給状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進にも配慮
子等に係る支給月額を500円引上げ(6,000円 6,500円)

- (3) 地域手当 給与構造改革である地域間給与配分の見直しの着実な実施
 地域手当の級地の支給割合と平成18年3月31日における調整手当支給割合との差が
 6%以上の地域の地域手当支給割合について、今後の改定分の一部を繰り上げて改定
 (本年度分として0.5%の引上げを追加)

[実施時期] 平成19年4月1日

期末・勤勉手当等(ボーナス) 民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.45月分 4.5月分
 (一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
19年度 期末手当	1.4月(支給済み)	1.6月(改定なし)
勤勉手当	0.725月(支給済み)	0.775月(現行0.725月)
20年度 期末手当	1.4月	1.6月
以降 勤勉手当	0.75月	0.75月

[実施時期] 公布日

その他の課題

- (1) 住居手当 自宅に係る住居手当の廃止も含め見直しに着手
- (2) 非常勤職員の給与 給与の実態把握に努めるとともに、職務の実態に合った適切な給与が支給されるよう、必要な方策について検討
 なお、非常勤職員の問題は、その位置付け等も含めた検討が必要

給与構造改革(平成20年度において実施する事項)

1 専門スタッフ職俸給表の新設

行政の多様化、複雑・高度化に対応するため、公務において職員が培ってきた高度の専門的な知識や経験を活用するとともに、早期退職慣行を是正し在職期間の長期化に対応する観点から、複線型人事管理の導入に向けての環境整備を図るため、専門スタッフ職俸給表を新設(平成20年4月1日実施)

(俸給)

- ・専門スタッフ職俸給表は、行政における特定の分野についての高度の専門的な知識経験が必要とされる調査、研究、情報の分析等により、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用し、3級構成。各職務の級の水準は、本府省の課長補佐級から課長級までの水準を基礎

(諸手当)

- ・専門スタッフ職職員には、俸給の特別調整額を支給しないほか、2級、3級職員について、超過勤務手当等の適用を除外
- ・専門スタッフ職調整手当は、3級職員のうち、極めて高度の専門的な知識経験等を活用して遂行することが必要な特に重要で特に困難な業務に従事する職員に支給(俸給月額額の100分の10)

(勤務時間)

- ・専門スタッフ職職員の勤務時間について、職員の申告を経て、4週間ごとの期間につき各省各庁の長が割り振る弾力的な仕組みを導入

2 地域手当の支給割合の改定等

- ・地域手当は、平成22年度までの間に段階的に改定することとしており、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間の暫定的な支給割合を設定(平成19年度の支給割合を1~2.5%引上げ)
- ・広域異動手当は、平成20年度に支給割合が引き上げられ、制度が完成(異動前後の官署間の距離区分が60km以上300km未満の場合3%、300km以上の場合6%)
- ・今後とも、昇給・勤勉手当における勤務実績の給与への反映を一層推進

(2) 公務員人事管理に関する報告の骨子

公務員に対する国民の批判を真摯に受け止め、国民からの信頼回復が必要

- 1 新たな人事評価制度の導入 ~能力・実績に基づく人事管理の推進~
 - ・人事評価の枠組みについて、フィードバック、苦情処理等を含め更に検討
 - ・評価結果の任免、給与、育成への活用方法について基本的考え方を提示。識別力の向上など評価の客観性・安定性確保が重要
- 2 専門職大学院等に対応した人材確保 ~人材供給構造変化への対応~
 - ・有為の人材確保には、行政官の役割明確化、仕事の魅力の発信、人材供給源の開拓等が必要
 - ・「霞が関インターンシップ」や講演会など募集活動強化と併せ、関係者の意見を把握しつつ、採用試験をはじめとする採用の在り方を早急に検討
- 3 新たな幹部要員の確保・育成の在り方 ~キャリア・システムの見直し~
 - ・「採用時1回限りの選抜」によらない公平で効果的な能力・実績に基づく選抜、行政課題に機動的に対応できる幹部要員を訓練育成する仕組みの構築につき、広く合意の形成が必要
 - ・幹部に求められる資質・適性、人材誘致に有効な訓練機会、幹部要員の選抜方法などにつき、検討が必要。 - 当面、種における選抜強化、種の登用促進が重要
- 4 官民交流の拡大
 - ・交流拡大は、組織の活性化や閉鎖性を見直す上で重要。具体的推進策は、その意義・目的を明確にした上で、職業公務員との役割分担や公正性の確保に留意しつつ検討することが重要
 - ・公募制には、部内育成との適切な組合せや公正な能力検証が重要
- 5 退職管理 ~高齢期の雇用問題~

平成25年度から無年金期間が生じることを踏まえ、民間同様、65歳までの雇用継続を前提に、定年延長、再任用の義務化等について、処遇の在り方等の問題も含め研究会を設けて総合的に検討
- 6 労働基本権問題の検討

労働基本権問題の検討に際しては、公務員の職務の公共性や地位の特殊性、財政民主主義との関係、市場の抑止力との関係、国民生活に与える影響等について検討が必要
- 7 勤務時間の見直し

来年の勧告を目的に、勤務体制等の準備を行った上で民間準拠を基本として勤務時間を見直し
- 8 超過勤務の縮減

在庁の実態を踏まえ、府省ごとに在庁時間の縮減目標を設定するなど政府全体の計画的な取組が肝要。超過勤務手当予算の確保が必要。弾力的な勤務時間制度等の導入を検討
- 9 その他
 - ・採用試験年齢要件を検討、女性の採用登用を推進、米国政府への実務体験型派遣研修を新設
 - ・テレワーク(在宅勤務)の前提としての勤務時間制度の在り方等について研究会を設けて検討
 - ・職場における心の疾病の早期発見のための方策の検討、「職場復帰相談室」等の拡充

6 む す び

職員の給与等を決定する諸条件は以上報告したとおりであり、これらを総合的に判断した結果、本委員会は職員の給与等について次のとおり所要の措置を講ずる必要があると認める。

(1) 公民の給与較差に基づく給与の改定

前述のとおり、本年4月時点で、職員の月例給与が民間給与を951円(0.25%)下回っていることが判明した。これは、企業間における給与改定の状況は様々であるものの、ベースアップを実施した事業所の割合が増加していること、給与構造改革等に伴い職員の平均給与額が減少していることなどによるものと考えられる。

給与と勤告制度については、職員の労働基本権制約の代償措置として、公民給与の精確な比較により適正な公務員給与水準を維持・確保することを目的とするものであり、情勢適応の原則に則った給与の決定方法として定着し、労使関係の安定や効率的な行政運営に寄与してきていると考えている。

本委員会としては、本年の公民較差の状況や国家公務員給与についての人事院勤告の内容などの諸情勢を総合的に勘案した結果、月例給与の引上げ改定を行うことが適切であると判断した。

また、特別給については、職種別民間給与実態調査の結果や人事院勤告の内容、他の都道府県の状況等を勘案した結果、0.05月引き上げることが適当であると判断した。

ア 改定すべき事項

(ア) 給 料

給料表については、本年の公民較差がプラスとなったことから、人事院勤告における国家公務員俸給表の改定状況および本県の実情を考慮し、全給料表について初任給を中心に若年層に限定した改定を行う必要がある。

(イ) 諸手当

扶養手当については、人事院勤告における改定状況等を考慮するとともに、少子化対策の推進に配慮し、扶養親族である子等に係る支給月額(職員に扶養親族でない配偶者がいる場合または職員に配偶者がいない場合の1人に係る支給月額を除く。)を500円引き上げる必要がある。

地域手当について、人事院勤告に準じた支給割合の繰上改定(級地の支給割合と平成18年3月31日の調整手当の支給割合との差が6%以上の県外勤務地において、本年4月に行った改定に加えて0.5%引上げ。)を行うとともに、本県における公民給与の均衡を図るため、県内に所在する公署に在勤する職員に対する支給割合を、本年4月に行った改定に加えて0.1%引き上げる必要がある。

期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給状況や人事院勤告における改定状況を考慮し、支給割合を引き上げる必要がある。

イ 改定の実施時期

これらの給与改定は、平成19年4月1日から実施することとする。

(2) 給与構造の改革

平成17年に、人事院は、国家公務員の給与制度について抜本的な改革を勧告し、平成22年度の制度完成にむけて段階的に改革を実施していくことを表明した。本年は、この給与構造改革の3年目にあたり、専門スタッフ職俸給表の新設、地域手当および広域異動手当の支給割合の改定、勤務実績の給与への反映についての報告および勧告がなされたところである。

本委員会においても人事院勤告に準じた給与構造改革を勧告し、昨年4月から段階的に実施されているところである。引き続き給与制度の改革に着実に取り組むとともに、改革3年目の

措置として、人事院勧告の内容、民間の賃金制度や賃金水準の動向、地方公務員給与をめぐる状況、本県給与制度の経緯と現状、国家公務員との処遇上の均衡、他の都道府県の動向等を考慮した結果、次のように実施することが適切であると判断した。

ア 実施すべき事項等

地域手当については、平成 17 年の本委員会の勧告のとおり、支給割合を改定する必要がある。

本年人事院が導入を勧告した専門スタッフ職については、本県の実情を踏まえ導入しないことが適当である。

任命権者においては、勤務実績のより適切な給与への反映を行っていくため、公正で透明性・納得性の高い新たな人事評価制度について、職員の理解と納得を得ながら、引き続き制度導入に向けた取組みを進めていく必要がある。

イ 改定の実施時期

地域手当の改定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施することとする。

(3) 教員給与制度等

現在、文部科学省等において、教員に係る新たな職の設置に係る検討や給与体系の見直しが進められており、これらの状況等を注視し的確に対応していくことが必要である。

(4) 能力・実績に基づく人事管理

国においては、改正国家公務員法が本年 7 月 6 日に公布され、能力・実績に基づく人事管理を推進するため、公布の日から 2 年以内に新たな人事評価制度を整備し、任用、給与、分限等の人事管理に活用することとなった。

同様の地方公務員法改正案が継続審議中であり、本県においても、能力・実績に基づく人事管理について、その基礎となる新たな人事評価制度の導入に向け取り組む必要がある。

(5) 職業生活と家庭生活の両立支援

少子高齢化の急速な進行に伴い、職員には、男女を問わず、職場だけでなく、家庭や地域社会においても、その一員としての役割を積極的に果たしていくことが求められている。

ワーク・ライフ・バランスの実現の観点から、職業生活と家庭生活を両立できる環境を整備することは、職員の健康福祉を増進し、ひいては公務能率を向上させることにもつながるものであり、一層の両立支援を進めていく必要がある。

各任命権者において策定・実施されている特定事業主行動計画については、各任命権者の努力により一定の成果が見られるところであるが、男性職員の育児休業の取得率の向上など、一層の取得促進策が求められる。

各任命権者にあっては、今後とも、計画の趣旨・内容について周知徹底するとともに、計画に掲げられた数値目標の達成に向け着実に努力されることを要望する。

また、国においては、長期間にわたる職業生活と家庭生活の両立支援を一層推進する新制度として、本年 8 月より育児短時間勤務制度が導入されており、本県においても、改正された地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、早期に制度を整備するとともに、円滑な施行に向けて周知を図る必要がある。

なお、自己啓発等休業制度の創設に係る改正地方公務員法が施行されており、今後国や他の都道府県の動向を踏まえて検討を行っていく必要がある。

(6) 総実勤務時間の短縮

総実勤務時間の短縮は、職員の心身両面の健康保持、公務能率の向上、さらには、前述したように職業生活と家庭生活の両立という観点から重要な課題となっている。

現状をみると、ノー残業デーの設定、早出遅出勤務制度による勤務時間の弾力化等、近年の任命権者の様々な取組みにより、長期的には改善傾向が見られるものの、依然として長時間に及ぶ超過勤務を行っている職員が見受けられる。

総実勤務時間の短縮を実現するためには、長時間勤務の実態について今一度見直しを行い、また、学校現場においては、教職員の勤務実態を把握し、適正な勤務時間管理のあり方についても検討を進めるなど、勤務時間管理の一層の適正化に取り組むことが必要不可欠である。

各職員自身にあっては、管理意識・コスト意識をもって事務の簡素化・効率化を図る必要がある。また、職場管理者には、事前かつ明示的に超過勤務を命令することを徹底するとともに、職員の超過勤務の状況や業務の進捗状況を十分把握し、一層効率的に業務を管理することが求められる。その上で、任命権者は適切な人員配置のあり方を検討するなど、職員・職場管理者・任命権者間相互において十分な意思疎通を行い、それぞれが実効性のある具体的な対策をとることが望まれる。また、議会対応等の他律的業務や、通常の勤務時間外に勤務を行う必要がある場合においては、早出遅出勤務制度の一層の活用を図るとともに、現在の事務処理体制の改善についても検討を求めたい。

年次休暇の取得日数は、近年、各任命権者において、休暇の計画的取得や連続取得のため様々な取組みがなされており、取得日数も増加しているが、依然として全国に比べて低い水準にある。引き続き、休暇を取得しやすい環境づくりなど、職場風土の改善に積極的に努め、休暇の取得促進に取り組む必要がある。

なお、国においては、民間準拠を基本とした職員の勤務時間の見直しについて本年人事院が報告を行っており、本県においても、国および民間の動向を踏まえ、検討を行っていく必要がある。

(7) 職員の健康管理とメンタルヘルス

職員の心身両面における健康管理については、職員やその家族にとって重要であるばかりでなく、職員がその能力を十分に発揮し、県民に対して公的サービスを効率的かつ的確に提供するという観点からも重要である。

近年、各任命権者において各種健康診断やその後のフォローアップ、メンタルヘルス相談体制の整備、職場管理者に対する研修等、様々な取組みが積極的に行われている。しかし、行政課題が複雑・高度化する中、職員にかかる負担は心身ともに増加傾向にある。

とりわけメンタルヘルスに関しては、民間調査において労働者の「心の病」は引き続き増加傾向にあることが指摘されており、昨年の改正労働安全衛生法においても、長時間勤務を行い疲労の蓄積が認められる労働者等に対し、メンタルヘルス面も含めた医師による面接指導が義務づけられている。

メンタルヘルスについては、各職員がセルフケアに努めることも大切であるが、職場における主なストレスの要因として、業務量などの仕事上の問題のほか、職場の人間関係が挙げられており、日常的に職員に接している職場管理者が果たす役割は大きい。職場管理者にあっては、各職員の日常的な健康状態の把握、職員からの相談への適切な対応、専門機関との連携、職員の円滑な職場復帰支援等が求められるとともに、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等の防止も含め、職場における勤務環境の改善や良好な人間関係づくりに努める必要がある。また、任命権者にあっては、引き続き職場管理者に対してメンタルヘルスに関する研修を行うとともに、個別の相談に応じる等、適切な支援を行うことが求められる。

(8) 公務員倫理の確保

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する職員には、公務員倫理の確保が強く求められ、職員一人ひとりが、公務の執行者たる責務を自覚し、法令遵守を徹底し、高い倫理観の保持に努める必要がある。

また、各任命権者においても、職員研修等のあらゆる機会を捉え、引き続き職員の倫理意識の高揚に努め、法令の遵守および服務規律の確保を図っていく必要がある。

(9) その他

本年の人事院報告では、公務員の高齢期における雇用確保策についての総合的な検討の必要性、労働基本権を含む労使関係のあり方の見直しといった事項が盛り込まれたところであり、それらの検討状況を注視していく必要がある。

勸 告

本委員会は、次の事項を実現するため、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 29 年福井県条例第 24 号）、福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例（平成 14 年福井県条例第 4 号）および福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例（平成 15 年福井県条例第 1 号）を改正することを勧告する。

1 福井県一般職の職員等の給与に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(2) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者以外の扶養親族に係る手当の月額（職員に配偶者がいない場合の 1 人に係る手当の月額を除く。）を各 1 人につき 6,500 円とすること。

イ 勤勉手当について

（ア）平成 19 年 12 月に支給される勤勉手当の支給割合を 0.775 月分とすること。

（イ）平成 20 年度以降については、6 月および 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.75 月分とすること。

2 福井県一般職の任期付研究員の採用ならびに給与および勤務時間の特例に関する条例の改正

(1) 給料表

現行の第 2 号任期付研究員に適用される給料表を別記第 2 のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

3 福井県一般職の任期付職員の採用および給与の特例に関する条例の改正

特定任期付職員について、12 月に支給される期末手当の支給割合を 1.8 月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、平成 19 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、1 の（2）のイの（イ）については平成 20 年 4 月 1 日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員の 区分	職 級の 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額 円								
	1	135,600	185,800	222,900	262,300	289,700	302,200	346,400	414,800	468,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	304,600	349,000	417,300	471,800
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	307,000	351,600	419,800	474,900
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	309,400	354,200	422,300	478,000
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	311,700	356,800	424,600	481,100
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	314,100	359,400	427,000	484,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	316,500	362,000	429,400	487,300
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	318,900	364,600	431,800	490,400
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	321,100	367,200	434,100	493,400
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	323,400	369,800	436,400	496,500
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	325,700	372,400	438,700	499,600
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	328,000	375,000	441,000	502,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	330,300	377,600	443,200	505,700
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	332,500	380,200	445,200	508,100
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	334,700	382,800	447,200	510,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	336,900	385,400	449,200	512,900
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	339,200	388,000	451,200	515,400
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	341,400	390,700	453,000	516,900
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	343,600	393,400	454,800	518,400
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	345,800	396,100	456,600	519,900
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	347,800	398,700	458,400	521,200
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	349,900	401,100	459,900	522,700
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	352,000	403,500	461,400	524,200
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	354,100	405,900	462,900	525,700
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	356,300	408,200	464,400	527,000
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	358,300	410,300	465,800	528,200
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	360,300	412,400	467,200	529,400
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	362,300	414,500	468,600	530,600
再任用 職員 以外の 職員	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	364,400	416,600	469,800	531,800
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	366,400	418,600	470,600	532,700
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	368,400	420,600	471,400	533,600
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	370,400	422,600	472,200	534,500
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	372,500	424,700	473,000	535,400
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	374,500	426,300	473,800	536,300
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	376,500	427,900	474,600	537,200
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	378,500	429,500	475,400	538,100
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	380,500	431,200	476,200	539,000
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	382,400	432,500	477,000	539,900
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	384,300	433,800	477,800	540,800
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	386,200	435,100	478,600	541,700
	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	388,000	436,400	479,400	542,600
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	389,700	437,700	480,200	
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	391,400	439,000	481,000	
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	393,100	440,300	481,800	
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	394,800	441,600	482,600	
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	396,000	442,500		
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	397,200	443,400		
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	398,400	444,300		
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	399,600	445,100		
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	400,800	445,900		
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	402,000	446,700		
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	403,200	447,500		
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	404,200	448,300		
	54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	404,900	449,100		
	55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	405,600	449,900		
	56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	406,300	450,700		
	57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	407,100	451,300		
	58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	407,800	452,100		
	59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	408,500	452,900		
	60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	409,200	453,700		
	61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	410,000	454,300		
	62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	410,700	455,100		
	63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	411,400	455,900		
	64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	412,100	456,700		

	65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	412,800	457,300		
	66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	413,500	458,100		
	67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	414,200	458,900		
	68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	414,900	459,700		
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	415,500	460,300		
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	416,200			
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	416,900			
	72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	417,600			
	73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	418,100			
	74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	418,800			
	75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	419,500			
	76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	420,200			
	77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	420,700			
	78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	421,400			
	79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	422,100			
	80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	422,800			
	81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	423,300			
	82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800	424,000			
	83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500	424,700			
	84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200	425,400			
	85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700	425,900			
	86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400				
	87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100				
	88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800				
	89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300				
	90	242,800	297,900	347,200	389,300	407,000				
	91	243,300	298,300	347,700	389,900	407,700				
	92	243,800	298,700	348,200	390,500	408,400				
	93	244,100	298,900	348,500	391,200	408,900				
	94		299,300	349,000	391,800					
	95		299,700	349,500	392,400					
	96		300,100	350,000	393,000					
	97		300,300	350,300	393,700					
	98		300,700	350,800	394,300					
	99		301,100	351,300	394,900					
	100		301,500	351,800	395,500					
	101		301,700	352,100	396,200					
	102		302,100	352,500	396,800					
	103		302,500	352,900	397,400					
	104		302,900	353,300	398,000					
	105		303,100	353,800	398,700					
	106		303,500	354,200						
	107		303,900	354,600						
	108		304,300	355,000						
	109		304,500	355,500						
	110		304,900	355,900						
	111		305,300	356,300						
	112		305,700	356,700						
	113		305,900	357,200						
	114		306,300							

警察職給料表

職員の 区分	給料 の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級		8 級		9 級		
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額
再任用 職以外 の職員	1	158,100	173,600	200,200	240,100	292,100	320,100	349,700	386,300	429,800	69	271,500	290,900	315,900	364,000	412,500	427,400	452,000		
	2	159,800	175,400	202,200	241,900	294,400	322,400	352,000	388,500	431,700	70	272,900	292,500	317,400	365,500	413,100	428,000	452,600		
	3	161,500	177,200	204,200	243,700	296,700	324,700	354,300	390,700	433,600	71	274,300	294,100	318,900	367,000	413,700	428,600	453,200		
	4	163,200	179,000	206,200	245,500	299,000	327,000	356,600	392,900	435,500	72	275,700	295,700	320,400	368,500	414,300	429,200	453,800		
	5	164,700	180,900	208,200	247,400	301,100	329,400	358,700	395,100	437,300	73	277,200	297,100	321,700	370,000	414,900	429,800	454,500		
	6	166,600	183,200	210,200	249,300	303,400	331,700	360,900	397,200	439,200	74	278,600	298,600	323,400	371,500	415,500	430,400	455,100		
	7	168,400	185,500	212,200	251,200	305,700	334,000	363,100	399,300	441,100	75	280,000	300,100	325,100	373,000	416,100	431,000	455,700		
	8	170,300	187,800	214,200	253,100	308,000	336,300	365,300	401,400	443,000	76	281,400	301,600	326,800	374,500	416,700	431,600	456,300		
	9	172,000	190,000	216,300	254,800	310,100	338,400	367,500	403,300	444,700	77	282,600	302,900	328,600	375,900	417,300	432,200	457,000		
	10	173,700	192,600	218,100	256,700	312,400	340,700	369,700	405,400	446,500	78	283,800	304,400	330,300	377,100	417,900	432,800			
	11	175,400	195,100	219,900	258,600	314,700	343,000	371,900	407,500	448,300	79	285,000	305,900	332,000	378,300	418,500	433,400			
	12	177,100	197,600	221,700	260,400	317,000	345,300	374,100	409,600	450,100	80	286,200	307,400	333,700	379,500	419,100	434,000			
	13	179,000	200,000	223,600	262,100	319,100	347,400	376,300	411,500	451,700	81	287,500	308,900	335,400	380,800	419,700	434,600			
	14	181,100	201,800	225,500	263,700	321,400	349,600	378,500	413,600	453,500	82	288,800	310,300	337,100	382,000	420,300	435,200			
	15	183,200	203,600	227,400	265,300	323,700	351,800	380,700	415,700	455,300	83	290,100	311,700	338,800	383,200	420,900	435,800			
	16	185,300	205,400	229,300	266,800	326,000	354,000	382,900	417,800	457,100	84	291,400	313,100	340,500	384,400	421,500	436,400			
	17	187,500	207,300	231,000	268,300	328,100	356,300	385,000	419,900	458,700	85	292,800	314,500	342,200	385,700	422,100	437,000			
	18	189,900	209,200	232,800	270,200	330,400	358,400	387,100	421,800	460,500	86	294,000	316,000	343,800	386,300	422,700	437,600			
	19	192,300	211,100	234,600	272,100	332,700	360,500	389,200	423,700	462,300	87	295,200	317,500	345,400	386,900	423,300	438,200			
	20	194,700	213,000	236,400	274,000	335,000	362,600	391,300	425,600	464,100	88	296,400	319,000	347,000	387,500	423,900	438,800			
	21	197,200	214,700	238,200	275,700	337,100	364,800	393,200	427,400	465,700	89	297,600	320,500	348,500	388,200	424,500	439,400			
	22	199,000	216,500	239,700	277,600	339,200	366,900	395,300	429,100	467,500	90	298,800	322,000	350,000	388,800	425,100				
	23	200,800	218,300	241,200	279,500	341,300	369,000	397,400	430,800	469,300	91	300,000	323,500	351,500	389,400	425,700				
	24	202,600	220,100	242,700	281,400	343,400	371,100	399,500	432,500	471,100	92	301,200	325,000	353,000	390,000	426,300				
	25	204,500	221,800	244,200	283,100	345,600	373,300	401,400	434,100	472,700	93	302,200	326,300	354,500	390,500	426,900				
	26	206,300	223,500	245,800	285,300	347,700	375,400	403,500	435,700	474,200	94	303,500	327,700	356,000	391,100	427,500				
	27	208,100	225,200	247,400	287,500	349,800	377,500	405,600	437,300	475,700	95	304,800	329,100	357,500	391,700	428,100				
	28	209,900	226,900	249,000	289,700	351,900	379,600	407,700	438,900	477,200	96	306,100	330,500	359,000	392,300	428,700				
	29	211,800	228,500	250,400	292,000	354,100	381,700	409,600	440,300	478,600	97	307,200	332,000	360,400	392,800	429,300				
	30	213,600	230,300	251,800	294,000	356,200	383,800	411,500	442,000	479,400	98	308,400	333,400	361,600	393,400	429,900				
	31	215,400	232,100	253,300	296,000	358,300	385,900	413,400	443,700	480,200	99	309,600	334,800	362,800	394,000	430,500				
	32	217,200	233,900	254,800	298,000	360,400	388,000	415,300	445,400	481,000	100	310,800	336,200	364,000	394,600	431,100				
	33	218,900	235,500	256,200	299,900	362,400	389,900	417,300	446,900	481,600	101	312,000	337,700	365,300	395,100	431,700				
	34	220,600	237,100	257,700	301,800	364,500	392,000	419,000	448,600	482,400	102	313,100	339,000	366,500	395,700					
	35	222,300	238,700	259,200	303,700	366,600	394,100	420,700	450,300	483,200	103	314,200	340,300	367,700	396,300					
	36	224,000	240,300	260,700	305,600	368,700	396,200	422,400	452,000	484,000	104	315,300	341,600	368,900	396,900					
	37	225,600	241,800	262,100	307,600	370,700	398,100	424,000	453,500	484,600	105	316,300	342,800	370,200	397,400					
	38	227,400	243,300	263,600	309,500	372,800	399,700	425,500	454,300	485,400	106	317,000	343,900	370,800	397,900					
	39	229,200	244,800	265,100	311,400	374,900	401,300	427,000	455,100	486,200	107	317,700	345,000	371,400	398,400					
	40	231,000	246,300	266,600	313,300	377,000	402,900	428,500	455,900	487,000	108	318,400	346,100	372,000	398,900					
	41	232,600	247,800	268,000	315,200	379,000	404,400	430,100	456,500	487,600	109	319,100	347,300	372,700	399,300					
	42	234,100	249,200	269,700	317,100	381,100	405,600	431,400	457,200	488,400	110	319,800	348,300	373,300	399,800					
	43	235,600	250,700	271,400	319,000	383,200	406,800	432,700	457,900	489,200	111	320,500	349,300	373,900	400,300					
	44	237,100	252,200	273,000	320,900	385,300	408,000	434,000	458,600	490,000	112	321,200	350,300	374,500	400,800					
	45	238,600	253,600	274,500	322,800	387,200	409,300	435,300	459,400	490,600	113	322,000	351,400	375,000	401,200					
	46	239,900	255,100	276,200	324,700	389,000	410,500	436,100	460,100		114	322,800	352,400	375,600	401,700					
	47	241,200	256,600	277,900	326,600	390,800	411,700	436,900	460,800		115	323,600	353,400	376,200	402,200					
	48	242,500	258,100	279,600	328,500	392,600	412,900	437,700	461,500		116	324,400	354,400	376,800	402,700					
	49	243,600	259,500	281,400	330,300	394,400	414,200	438,400	462,200		117	325,000	355,500	377,300	403,100					
	50	245,000	261,000	283,100	332,000	395,600	415,000	439,200	462,900		118	325,800	356,100	377,900	403,600					
	51	246,500	262,500	284,800	333,700	396,800	415,800	440,000	463,600		119	326,600	356,700	378,500	404,100					
	52	248,000	264,000	286,500	335,400	398,000	416,600	440,800	464,300		120	327,400	357,300	379,100	404,600					
	53	249,400	265,300	288,200	337,100	399,300	417,300	441,400	465,000		121	328,100	357,800	379,500	405,000					
	54	250,900	267,000	290,000	338,900	400,500	418,000	442,100	465,700		122	328,600	358,300	380,100	405,500					
	55	252,400	268,700	291,800	340,700	401,700	418,700	442,800	466,400		123	329,100	358,800	380,700	406,000					
	56	253,900	270,300	293,600	342,500	402,900	419,400	443,500	467,100		124	329,600	359,300	381,300	406,500					
	57	255,300	271,700	295,200	344,100	404,200	420,200	444,200	467,800		125	329,900	359,800	381,800	406,900					
	58	256,600	273,400	297,000	345,800	405,000	420,800	444,900	468,500		126		360,300	382,300	407,400					
	59	257,900	275,100	298,800	347,500	405,800	421,400	445,600	469,200		127		360,800	382,800	407,900					
	60	259,200	276,800	300,600	349,200	406,600	422													

教育職給料表(一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級				
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額				
	1	148,800	192,800	331,500	424,900				
	2	150,300	194,500	333,800	426,800				
	3	151,800	196,200	336,100	428,700				
	4	153,300	197,900	338,400	430,600				
	5	154,900	199,700	340,700	432,500				
	6	156,800	201,400	343,000	434,400				
	7	158,600	203,100	345,300	436,300				
	8	160,400	204,800	347,600	438,200				
	9	162,200	206,600	349,800	440,000				
	10	164,300	208,500	352,000	441,900				
	11	166,300	210,400	354,200	443,800				
	12	168,300	212,300	356,400	445,700				
	13	170,300	214,000	358,600	447,500				
	14	172,500	216,000	360,700	449,400				
	15	174,700	218,000	362,800	451,300				
	16	176,900	220,000	364,900	453,200				
	17	179,200	221,900	366,900	455,000				
	18	181,800	224,600	368,900	456,900				
	19	184,300	227,300	370,900	458,800				
	20	186,800	230,000	372,900	460,700				
	21	189,300	232,800	375,000	462,500				
	22	191,000	235,700	377,000	464,400				
	23	192,700	238,600	379,000	466,300				
	24	194,400	241,500	381,000	468,200				
	25	195,900	244,300	382,900	470,000				
	26	197,600	247,100	384,900	471,700				
	27	199,300	249,900	386,900	473,400				
	28	201,000	252,700	388,900	475,100				
	29	202,500	255,500	390,800	476,900				
	30	204,200	258,100	392,800	478,600				
	31	205,900	260,700	394,800	480,300				
	32	207,600	263,300	396,800	482,000				
	33	209,200	265,900	398,700	483,700				
	34	211,000	268,500	400,500	484,700				
	35	212,800	271,100	402,300	485,700				
	36	214,600	273,700	404,100	486,700				
再任用 職員 以外の 職員	37	216,300	276,300	405,700	487,800				
	38	218,100	278,900	407,300	488,800				
	39	219,900	281,500	408,900	489,800				
	40	221,700	284,100	410,500	490,800				
	41	223,600	286,600	412,200	491,600				
	42	225,400	289,200	413,800	492,600				
	43	227,200	291,700	415,400	493,600				
	44	229,000	294,200	417,000	494,600				
	45	230,900	296,500	418,700	495,400				
	46	232,600	299,200	420,300	496,400				
	47	234,300	301,900	421,900	497,400				
	48	236,000	304,600	423,500	498,400				
	49	237,600	307,100	425,200	499,200				
	50	239,300	309,600	426,800					
	51	241,000	312,100	428,400					
	52	242,700	314,600	430,000					
	53	244,300	317,000	431,700					
	54	246,000	319,200	433,300					
	55	247,700	321,400	434,900					
	56	249,400	323,600	436,500					
	57	251,000	325,900	438,200					
	58	252,600	328,100	439,800					
	59	254,200	330,300	441,400					
	60	255,800	332,500	443,000					
	61	257,400	334,700	444,700					
	62	259,000	336,900	446,300					
	63	260,600	339,100	447,900					
	64	262,100	341,300	449,500					
	65	263,600	343,500	451,200					
	66	265,300	345,700	452,800					
	67	267,000	347,900	454,400					
	68	268,700	350,100	456,000					
	69	270,200	352,100	457,600					
	70	271,700	354,200	459,200					
	71	273,200	356,300	460,800					
	72	274,700	358,400	462,400					
	73	276,000	360,400	463,900					
	74	277,400	362,400	464,900					
	75	278,800	364,400	465,900					
	76	280,200	366,400	466,900					
					77	281,600	368,400	467,700	
					78	282,800	370,100	468,700	
					79	284,000	371,800	469,700	
					80	285,200	373,500	470,700	
					81	286,500	375,200	471,500	
					82	287,700	376,700	472,500	
					83	288,900	378,200	473,500	
					84	290,100	379,700	474,500	
					85	291,400	381,200	475,300	
					86	292,600	382,700	476,300	
					87	293,800	384,200	477,300	
					88	295,000	385,700	478,300	
					89	296,200	387,200	479,100	
					90	297,400	388,600		
					91	298,600	390,000		
					92	299,800	391,400		
					93	300,800	392,900		
					94	302,000	394,200		
					95	303,200	395,500		
					96	304,400	396,800		
					97	305,400	398,200		
					98	306,500	399,300		
					99	307,600	400,400		
					100	308,700	401,500		
					101	309,600	402,600		
					102	310,700	403,700		
					103	311,800	404,800		
					104	312,900	405,900		
					105	313,800	406,800		
					106	314,700	407,800		
					107	315,600	408,800		
					108	316,500	409,800		
					109	317,500	410,700		
					110	318,100	411,600		
					111	318,700	412,500		
					112	319,300	413,400		
					113	320,000	414,100		
					114	320,500	414,900		
					115	321,000	415,700		
					116	321,500	416,500		
					117	322,100	417,300		
					118	322,600	418,100		
					119	323,100	418,900		
					120	323,600	419,700		
					121	324,200	420,500		
					122	324,700	421,000		
					123	325,200	421,500		
					124	325,700	422,000		
					125	326,300	422,400		
					126	326,700	422,900		
					127	327,100	423,400		
					128	327,500	423,900		
					129	327,800	424,300		
					130	328,200	424,800		
					131	328,600	425,300		
					132	329,000	425,800		
					133	329,200	426,200		
					134	329,500	426,700		
					135	329,800	427,200		
					136	330,100	427,700		
					137	330,500	428,100		
					138	330,800	428,600		
					139	331,100	429,100		
					140	331,400	429,600		
					141	331,700	430,000		
					142	332,000	430,500		
					143	332,300	431,000		
					144	332,600	431,500		
					145	332,900	431,900		
					146	333,200	432,400		
					147	333,500	432,900		
					148	333,800	433,400		
					149	334,000	433,800		
					150	334,300	434,300		
					151	334,600	434,800		
					152	334,900	435,300		
					153	335,100	435,700		
					再任用 職員	235,300	279,400	338,200	424,900

備考 1 この表は、高等学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に、7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	148,800	164,400	286,300	414,500
	2	150,300	166,500	289,400	416,100
	3	151,800	168,600	292,500	417,700
	4	153,300	170,800	295,600	419,300
	5	154,900	172,800	298,400	421,000
	6	156,800	175,000	301,500	422,600
	7	158,600	177,200	304,600	424,200
	8	160,400	179,400	307,700	425,800
	9	162,200	181,700	310,700	427,300
	10	164,300	184,500	313,600	428,700
	11	166,300	187,200	316,500	430,100
	12	168,300	189,900	319,400	431,500
	13	170,300	192,800	322,300	432,900
	14	172,500	194,500	324,600	434,300
	15	174,700	196,200	326,900	435,700
	16	176,900	197,900	329,200	437,100
	17	179,200	199,700	331,500	438,400
	18	181,800	201,400	333,800	439,800
	19	184,300	203,100	336,100	441,200
	20	186,800	204,800	338,400	442,600
	21	189,300	206,600	340,700	443,900
	22	191,000	208,500	343,000	445,300
	23	192,700	210,400	345,300	446,700
	24	194,400	212,300	347,600	448,100
	25	195,900	214,000	349,800	449,400
	26	197,500	216,000	351,700	450,700
	27	199,100	218,000	353,600	452,000
	28	200,700	220,000	355,500	453,300
	29	202,400	221,900	357,400	454,600
	30	204,100	224,600	359,300	455,800
	31	205,800	227,300	361,200	457,000
	32	207,500	230,000	363,100	458,200
	33	209,000	232,800	364,900	459,400
	34	210,700	235,700	366,700	460,300
	35	212,400	238,600	368,500	461,200
	36	214,100	241,500	370,300	462,100
再任用 職員 以外の 職	37	215,700	244,300	372,200	463,000
	38	217,400	247,100	373,800	463,900
	39	219,100	249,900	375,400	464,800
	40	220,800	252,700	377,000	465,700
	41	222,600	255,500	378,700	466,600
	42	224,400	258,100	380,300	467,500
	43	226,200	260,700	381,900	468,400
	44	228,000	263,300	383,500	469,300
	45	229,900	265,900	385,100	470,200
	46	231,600	268,500	386,700	471,100
	47	233,300	271,100	388,300	472,000
	48	235,000	273,700	389,900	472,900
	49	236,700	276,300	391,400	473,800
	50	238,400	278,900	392,900	
	51	240,100	281,500	394,400	
	52	241,800	284,100	395,900	
	53	243,300	286,600	397,500	
	54	245,000	289,200	398,900	
	55	246,700	291,700	400,300	
	56	248,400	294,200	401,700	
	57	250,000	296,500	403,200	
	58	251,500	299,200	404,600	
	59	253,000	301,900	406,000	
	60	254,500	304,600	407,400	
	61	256,100	307,100	408,700	
	62	257,600	309,600	410,100	
	63	259,100	312,100	411,500	
	64	260,500	314,600	412,900	
	65	261,800	317,000	414,100	
	66	263,400	319,200	415,300	
	67	265,000	321,400	416,500	
	68	266,600	323,600	417,700	
	69	268,300	325,900	418,800	
	70	269,800	328,100	420,000	
	71	271,300	330,300	421,200	
	72	272,800	332,500	422,400	
	73	274,100	334,700	423,400	
	74	275,400	336,900	424,200	
	75	276,700	339,100	425,000	
	76	278,000	341,300	425,800	
	77	279,400	343,300	426,700	
	78	280,600	345,200	427,500	
	79	281,800	347,100	428,300	
	80	283,000	349,000	429,100	
	81			284,300	350,800
	82			285,500	352,600
	83			286,700	354,400
	84			287,900	356,200
	85			289,000	357,900
	86			290,000	359,600
	87			291,000	361,300
	88			292,000	363,000
	89			293,100	364,700
	90			294,000	366,100
	91			294,900	367,500
	92			295,800	368,900
	93			296,500	370,400
	94			297,300	371,700
	95			298,100	373,000
	96			298,900	374,300
	97			299,800	375,700
	98			300,600	376,800
	99			301,400	377,900
	100			302,200	379,000
	101			303,100	380,200
	102			303,600	381,300
	103			304,100	382,400
	104			304,600	383,500
	105			305,100	384,500
	106			305,500	385,500
	107			305,900	386,500
	108			306,300	387,500
	109			306,500	388,400
	110			306,900	389,400
	111			307,300	390,400
	112			307,700	391,400
	113			307,900	392,200
	114			308,200	393,100
	115			308,500	394,000
	116			308,800	394,900
	117			309,100	395,900
	118			309,400	396,700
	119			309,700	397,500
	120			310,000	398,300
	121			310,200	399,100
	122			310,500	399,900
	123			310,800	400,700
	124			311,100	401,500
	125			311,300	402,200
	126				402,900
	127				403,600
	128				404,300
	129				405,100
	130				405,800
	131				406,500
	132				407,200
	133				407,700
	134				408,300
	135				408,900
	136				409,500
	137				409,900
	138				410,500
	139				411,100
	140				411,700
	141				412,100
	142				412,700
	143				413,300
	144				413,900
	145				414,300
	146				414,900
	147				415,500
	148				416,100
	149				416,500
	150				417,100
	151				417,700
	152				418,300
	153				418,700
	154				419,300
	155				419,900
	156				420,500
	157				420,900
	158				421,500
	159				422,100
	160				422,700
	161				423,100
	162				423,700
	163				424,300
	164				424,900
	165				425,300
再任用 職員				226,400	276,000
				331,300	414,600

備考 1 この表は、中学校、小学校およびこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。
2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

医療職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級								
		給料月額 円														
再任用 職員 以外の 職員	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900	57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600	58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300	59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000	60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600	61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300	62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000	63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700	64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300	65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800	66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400	
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300	67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100	
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800	68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800	
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100	69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300	
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300	70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600	424,000	
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500	71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200	424,700	
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700	72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800	425,400	
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800	73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500	425,900	
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900	74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100	426,600	
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000	75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700	427,300	
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100	76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300	428,000	
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000	77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000	428,500	
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600	78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200	79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800	80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400	81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700	82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000	83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300	84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700	85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000	86		293,100	330,600	352,700			
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300	87		293,400	331,000	353,100			
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600	88		293,700	331,400	353,500			
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000	89		294,100	331,900	354,000			
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300	90		294,400	332,300	354,400			
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600	91		294,700	332,700	354,800			
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900	92		295,000	333,100	355,200			
	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300	93		295,400	333,600	355,700			
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100	94		295,700	334,000	356,100			
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900	95		296,000	334,400	356,500			
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700	96		296,300	334,800	356,900			
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300	97		296,700	335,000	357,400			
	42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	98		297,000	335,400	357,800			
	43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900	99		297,300	335,800	358,200			
	44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700	100		297,600	336,200	358,600			
	45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300	101		298,000	336,400	359,100			
	46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100	102		298,300	336,800	359,500			
	47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900	103		298,600	337,200	359,900			
	48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700	104		298,900	337,600	360,300			
	49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300	105		299,200	337,800	360,800			
	50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100	106			338,200				
	51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900	107			338,600				
	52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700	108			339,000				
	53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300	109			339,200				
	54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500		110			339,600				
	55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200		111			340,000				
	56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900		112			340,400				
								113			340,600					
									再任用 職員	187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

備考 この表は、病院、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する獣医師、薬剤師、診療放射線技師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表(三)

職員の区分	職務の級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級						
		給料月額												
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700	380,100	85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900	382,800	86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100	385,500	87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300	388,200	88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500	390,800	89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700	393,300	90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900	395,800	91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100	398,300	92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100	400,700	93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200	403,100	94	284,100	319,100	354,700	374,100	
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300	405,500	95	285,100	319,900	355,400	374,600	
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400	407,900	96	286,100	320,700	356,100	375,100	
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600	410,300	97	287,200	321,400	356,600	375,700	
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700	412,500	98	288,100	322,100	357,100	376,200	
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800	414,700	99	289,000	322,800	357,600	376,700	
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900	416,900	100	289,900	323,500	358,100	377,200	
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100	419,000	101	290,700	324,000	358,700	377,800	
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200	421,200	102	291,500	324,600	359,200	378,300	
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300	423,400	103	292,300	325,200	359,700	378,800	
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400	425,600	104	293,100	325,800	360,200	379,300	
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600	427,600	105	293,800	326,200	360,800	379,900	
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800	429,500	106	294,300	326,700	361,300	380,400	
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000	431,400	107	294,800	327,200	361,800	380,900	
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200	433,300	108	295,300	327,700	362,300	381,400	
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200	435,100	109	295,800	328,200	362,800	382,000	
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200	436,800	110	296,200	328,600	363,300	382,500	
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200	438,500	111	296,600	329,000	363,800	383,000	
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200	440,200	112	297,000	329,400	364,300	383,500	
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200	441,700	113	297,400	329,800	364,800	384,100	
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100	443,300	114	297,800	330,200	365,300	384,700	
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000	444,900	115	298,200	330,600	365,800	385,300	
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900	446,500	116	298,600	331,000	366,300	385,900	
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600	448,200	117	298,900	331,300	366,700	386,500	
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400	449,800	118	299,300	331,700	367,200	387,100	
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200	451,400	119	299,700	332,100	367,700	387,700	
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000	453,000	120	300,100	332,500	368,200	388,300	
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900	454,500	121	300,400	332,700	368,600	388,900	
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700	456,000	122	300,800	333,100	369,100	389,500	
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500	457,500	123	301,200	333,500	369,600	390,100	
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300	459,000	124	301,600	333,900	370,100	390,700	
再任用職員	41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000	460,300	125	301,800	334,200	370,500	391,300	
再任用職員	42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	461,200	126	302,200	334,600	371,000	391,900	
再任用職員	43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400	462,100	127	302,600	335,000	371,500	392,500	
再任用職員	44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100	463,000	128	303,000	335,400	372,000	393,100	
再任用職員	45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600	464,000	129	303,200	335,700	372,500	393,700	
再任用職員	46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200	464,900	130	303,600	336,100	373,000	394,300	
再任用職員	47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800	465,800	131	304,000	336,500	373,500	394,900	
再任用職員	48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400	466,700	132	304,400	336,900	374,000	395,500	
再任用職員	49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100	467,700	133	304,600	337,200	374,500	396,100	
再任用職員	50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700	468,500	134	305,000	337,600	375,000	396,700	
再任用職員	51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300	469,300	135	305,400	338,000	375,500	397,300	
再任用職員	52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900	470,100	136	305,800	338,400	376,000	397,900	
再任用職員	53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400	471,000	137	306,000	338,700	376,500	398,500	
再任用職員	54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900	471,800	138	306,400	339,100	377,000	399,100	
再任用職員	55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400	472,600	139	306,800	339,500	377,500	399,700	
再任用職員	56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900	473,400	140	307,200	339,900	378,000	400,300	
再任用職員	57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200	474,300	141	307,400	340,200	378,500	400,900	
再任用職員	58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100		142	307,800	340,600			
再任用職員	59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000		143	308,200	341,000			
再任用職員	60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900		144	308,600	341,400			
再任用職員	61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800		145	308,800	341,700			
再任用職員	62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700		146	309,200	342,100			
再任用職員	63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600		147	309,600	342,500			
再任用職員	64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500		148	310,000	342,900			
再任用職員	65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400		149	310,200	343,200			
再任用職員	66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200		150	310,500	343,600			
再任用職員	67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000		151	310,800	344,000			
再任用職員	68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800		152	311,100	344,400			
再任用職員	69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600		153	311,500	344,700			
再任用職員	70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	450,400		154	311,800				
再任用職員	71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	451,200		155	312,100				
再任用職員	72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	452,000		156	312,400				
再任用職員	73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	452,800		157	312,800				
再任用職員	74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	453,600		158	313,100				
再任用職員	75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	454,400		159	313,400				
再任用職員	76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	455,200		160	313,700				
再任用職員	77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	456,000		161	314,100				
再任用職員	78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800			162	314,400			</	

別記第 2

号給	給料月額
1	330,000 円
2	367,000
3	396,000

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

1	職員給与関係資料	
	平成19年職員給与実態調査の概要	27
	第1表 部局別、給料表別職員構成	28
	第2表 給料表別人員の推移	28
	第3表 給料表別、学歴別職員構成	29
	第4表 平均給与月額の前年比較	29
	第5表 給料表別、級別、号給別職員構成	30
	第6表 給料表別、級別平均経年数	40
	第7表 給料表別年齢構成	41
	第8表 扶養手当の支給状況	42
	第9表 職員の通勤状況	42
	第10表 住居手当の支給状況	44
2	民間給与関係資料	
	平成19年職種別民間給与実態調査の概要	45
	第11表 産業別、企業規模別調査事業所数	46
	第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	46
	第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	47
	第14表 民間における初任給の改定状況	57
	第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況	57
	第16表 民間における賞与の配分状況	57
	第17表 民間における所定労働時間の状況	57
3	生計費関係資料	
	平成19年4月の標準生計費算定方法の概要	59
	第18表 費目別、世帯人員別標準生計費	60
	第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	60
4	労働経済関係資料	
	第20表 労働経済指標	61

1 職員給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成19年職員給与実態調査の概要

(1) 調査の目的と調査時点

この調査は、地方公務員法第8条第1項の規定に基づき、平成19年4月1日現在における職員の給与等について、その実態を調査し、人事に関する事項を取りまとめたものである。

(2) 調査の範囲

平成19年4月1日に在職する職員で、「福井県一般職の職員等の給与に関する条例」の適用を受ける職員（技能労務職員を除く。）のうち、非常勤または臨時的任用でない職員（以下「職員」という。）を対象として調査を実施した。

なお、市町からの派遣職員は調査対象から除外した。

(3) 調査の内容

適用給料表別人員、級・号給、給料月額、経験年数等について調査した。

(4) 調査の方法

電子計算システムにより管理されている職員の給与資料によった。

第1表 部局別、給料表別職員構成

(単位：人)

部局	知事部局	議会	人事委員会	監査委員	教育庁	労働委員会	漁業調整委員会 福井海区	高等学校	特別支援学校	小学校	中学校	警察本部	合計
行政職	2,500	24	11	13	280	5	4	93	25	184	72	287	3,498
警察職												1,648	1,648
教育職(一)								1,601	709				2,310
教育職(二)										3,062	1,776		4,838
研究職	229				57							20	306
医療職(一)	120												120
医療職(二)	226							6	22	9			263
医療職(三)	640											1	641
福祉職	31												31
合計	3,746	24	11	13	337	5	4	1,694	740	3,268	1,857	1,956	13,655

(注) 再任用職員は含まれていない。(以下第4表までおよび第6表から第10表までについて同じ。)

知事部局の職員には、選挙管理委員会の職員(行政職3名)を含む。(第9表について同じ。)

第2表 給料表別人員の推移

(単位：職員数 人、指数 %)

給料表		年月											
		9年4月	10年4月	11年4月	12年4月	13年4月	14年4月	15年4月	16年4月	17年4月	18年4月	19年4月	
行政職	職員数	3,855	3,852	3,911	3,802	3,740	3,738	3,702	3,636	3,581	3,559	3,498	
	指数	110.2	110.1	111.8	108.7	106.9	106.9	105.8	103.9	102.4	101.7	(100.0)	
警察職	職員数	1,507	1,505	1,507	1,514	1,509	1,556	1,579	1,596	1,612	1,637	1,648	
	指数	91.4	91.3	91.4	91.9	91.6	94.4	95.8	96.8	97.8	99.3	(100.0)	
教育職(一)	職員数	2,362	2,378	2,381	2,408	2,402	2,362	2,337	2,322	2,328	2,317	2,310	
	指数	102.3	102.9	103.1	104.2	104.0	102.3	101.2	100.5	100.8	100.3	(100.0)	
教育職(二)	職員数	5,019	4,960	4,946	4,906	4,898	4,899	4,913	4,859	4,843	4,866	4,838	
	指数	103.7	102.5	102.2	101.4	101.2	101.3	101.6	100.4	100.1	100.6	(100.0)	
研究職	職員数	338	339	345	345	346	346	336	328	322	316	306	
	指数	110.5	110.8	112.7	112.7	113.1	113.1	109.8	107.2	105.2	103.3	(100.0)	
医療職(一)	職員数	108	111	112	108	109	116	117	122	123	122	120	
	指数	90.0	92.5	93.3	90.0	90.8	96.7	97.5	101.7	102.5	101.7	(100.0)	
医療職(二)	職員数	308	307	306	309	309	313	313	308	290	267	263	
	指数	117.1	116.7	116.3	117.5	117.5	119.0	119.0	117.1	110.3	101.5	(100.0)	
医療職(三)	職員数	600	605	599	603	600	605	621	635	617	637	641	
	指数	93.6	94.4	93.4	94.1	93.6	94.4	96.9	99.1	96.3	99.4	(100.0)	
福祉職	職員数				38	37	36	35	30	30	30	31	
	指数				122.6	119.4	116.1	112.9	96.8	96.8	96.8	(100.0)	
合計	職員数	14,097	14,057	14,107	14,033	13,950	13,971	13,953	13,836	13,746	13,751	13,655	
	指数	103.2	102.9	103.3	102.8	102.2	102.3	102.2	101.3	100.7	100.7	(100.0)	

第3表 給料表別、学歴別職員構成

(単位:職員数 人、比率 %)

学歴 給料表	大学卒		短大卒		高校卒		中学卒		合計		性 別			
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率	男		女	
											職員数	比率	職員数	比率
行政職	1,999	57.1	471	13.5	1,020	29.2	8	0.2	3,498	(100.0)	2,486	71.1	1,012	28.9
警察職	827	50.2	30	1.8	789	47.9	2	0.1	1,648	(100.0)	1,580	95.9	68	4.1
教育職(一)	2,078	90.0	98	4.2	134	5.8			2,310	(100.0)	1,357	58.7	953	41.3
教育職(二)	4,645	96.0	192	4.0	1	0.0			4,838	(100.0)	2,110	43.6	2,728	56.4
研究職	275	89.9	13	4.2	18	5.9			306	(100.0)	261	85.3	45	14.7
医療職(一)	120	100.0							120	(100.0)	105	87.5	15	12.5
医療職(二)	152	57.8	109	41.4	2	0.8			263	(100.0)	122	46.4	141	53.6
医療職(三)	157	24.5	457	71.3	25	3.9	2	0.3	641	(100.0)	37	5.8	604	94.2
福祉職	9	29.0	17	54.8	5	16.1			31	(100.0)	7	22.6	24	77.4
合計	10,262	75.2	1,387	10.2	1,994	14.6	12	0.1	13,655	(100.0)	8,065	59.1	5,590	40.9

第4表 平均給与月額の前年比較

年別 給料表	平成19年(A) (円)				平成18年(B) (円)				比率 (A)/(B) (%)			
	給料	扶養手当	地域手当	計	給料	扶養手当	調整手当	計	給料	扶養手当	地域手当	計
行政職	359,918	9,780	3,717	373,414	363,588	9,674	2,207	375,470	99.0	101.1	168.4	99.5
警察職	359,069	14,506	3,385	376,961	368,838	15,060	1,933	385,831	97.4	96.3	(皆増)	97.7
教育職(一)	397,406	8,747	3,674	409,827	398,599	8,504	2,045	409,148	99.7	102.9	(皆増)	100.2
教育職(二)	395,526	7,012	3,670	406,208	398,199	6,831	2,052	407,081	99.3	102.6	(皆増)	99.8
研究職	410,875	12,141	3,961	426,977	420,571	11,897	2,265	434,734	97.7	102.1	(皆増)	98.2
医療職(一)	474,358	17,763	61,955	554,076	481,426	17,406	57,896	556,728	98.5	102.1	107.0	99.5
医療職(二)	357,046	6,823	3,343	367,213	364,345	7,228	1,898	373,472	98.0	94.4	(皆増)	98.3
医療職(三)	342,215	1,931	3,107	347,254	350,614	1,720	1,769	354,102	97.6	112.3	(皆増)	98.1
福祉職	421,066	2,306	3,835	427,208	438,710	2,567	2,222	443,498	96.0	89.8	(皆増)	96.3
合計	380,173	8,876	4,135	393,184	384,292	8,800	2,561	395,654	98.9	100.9	161.5	99.4

(注) 「給料」には、給料の調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

第5表 給料表別、級別、号給別職員構成

給料表 号給	級別																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
行政	1								1		1				3	2			3				9	3	1	5	8	2	20	6	
	2								4	6	4	42	7	5		16	27	16	17	21	25	14	15	2	8	20	8	19	13	17	
	3																12	11	9	23	26	18	11	22	27	16	20	15	20	18	
	4																														
	5																														
	6			1																											
	7																														
	8																												1		2
	9											1	1			1	1	5				1	1			1	1				
計																															
警察	1				8		1	6		1	1	6			4	4	1			25	15	6	18	7	7	12	11	3	7	3	
	2																					15	4	4	5	22	11	2	3	19	
	3														1		2	5	1			2	6	2	2	7	4	2	3	4	
	4												1			1		2	2	2	1					5	2		1		
	5																														
	6																														
	7					1																									
	8																														
	9																														
計																															
教育職(一)	1										1									1	1		1	2	1		2	2		1	
	2				1	1	4	2			6	2	2	3	11	1	3	2	12	10	6	6	10	5	6	9	11	16	5	19	
	3																														
	4																														
	計																														
教育職(二)	1																														
	2															9	2	15	6	4	2	25	6	9	8	13	3	10	7		
	3																														
	4																				1			2	3	4	4	7	3		
	計																														

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級料表			
27	9	7	9	3	23	14	7	9	27	4	11	3	2	6	6	4	3		1											1	行		
6	37	3	1	1																			1							2			
9	20	23	13	23	23	20	25	22	3	5	1	5	29	18	23	20	32	31	30	19	38	24	24	32	18	24	22	20	23	3	行		
			1									1		30	15	22	19	13	18	17	19	17	20	26	31	17	20	17	22	4			
														1								1	2			3	2	1	4	6	5		
																								1					1	6	政		
1															1	8	9	35	5	8	3	30	4	6	8	29	6	2	3	7			
2	2	4	2	6	1	7				7				6																8			
		1																												9	職		
																																計	
3	5	1	1	3	2	2		1	1	3	3	1																		1			
10	12	4	8	10	8	9	11	5	3	3	9	5	1	3	3	5	2	1	7	2	3	1								2			
7		5	4	2	9	9	5	12	5	3	2	1	6	4	3	8	7	6	4	4	6	3	1	6	1	2			1	3	警		
1	3	1	3	1	2		4	3	1	6	2	5	4	3	6	4	4	2	1	3	3	3	4	4	6	3	7	3	4	4			
		2			1						1		1	1	2		5	1	6	4	3	6	2	5	3	6	3	3	2	5			
														1						2		2			1	2	4			2	6	察	
																											2	2		1	7		
																											1		1	1	8		
					5						1			1																9	職		
																																計	
2	5	2	3	1	2		1		3	1	2		1	1	2	2	6		1	1	1	1	3	4	2	1	2		4	1	教		
14	15	6	6	14	18	7	10	3	3	14	16	9	15	20	12	8	8	8	21	23	25	12	6		21	14	27	14	13	2	育		
																									1		2	1		3			
1	3	2		1	1	2	1	6	1	12	2		1	4					3										4	(一)			
																																計	
																														1	教		
24	19	12	20	22	33	14	24	29	36	21	33	29	41	12	20	25	39	26	30	7	5	25	35	21	27	36	46	2	3	2	育		
																															3	職	
10	10	12	6	16	13	31	5	9	10	26	8	1	3	24	3	1	2	61											4	(二)			
																																計	

給料表	等級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90					
		行	1																																	
	2																																			
	3	4	1																																	
	4	16	15	18	34	20	17	23	36	1	3	1		1	1							1		2		2	1	1	1	4		2				
政	5	13	13	20	19	27	22	20	29	27	33	21	26	27	25	17	36	24	17	19	35	16	14	17	13	19	13	12	15	8	3					
	6	2	1			5	3	1	4	8	8	5	8	17	11	11	5	26	16	19	17	117	26	90	37	145										
	7	16	2	2		5	1	1	1	7																										
職	8																																			
	9																																			
	計																																			
警	1																																			
	2																																			
	3	1	4	2	2		6	1		3		2		3		1	1			3		1														
察	4	3	2	4	9	6	5	5	6	6	3	1	2	5	4	8	3	1		3	4	9	9	5	6	6	4	8	9	7	6					
	5	3	10	4	7	6	9	5	10	5	3	4	4	7	7	8	9	2	10	9	3	8	8	2	2	6	7	8	4	3	2					
	6		2	2		1	1	3	1	2	2	3	3	3	3	1	1	2		1	3	3	5	2	6	7	5	4	3	99						
	7	1		1	1	2	3		2	1	2	6	5	8	6	5	3	23																		
職	8	23																																		
	9																																			
	計																																			
教	1			3		3	3	3		1	2				3	1		1	3	2	3	2		1		1	1	1	3	1	4	2				
育	2	13	16	2	6	15	16	16	42	11	9	1	11	23	11	25	46	23	6	15	40	23	49	20	44	26	54	26	21	38	19					
職	3	2	3			2	2	6	5	10	5	4	3	2		1	1	2					1													
(一)	4																																			
	計																																			
教	1																																			
育	2	19	23	28	33	16	7	5	23	25	40	12	25	34	47	6	1	18	19	25	44	30	19	8	30	68	59	41	73	47	86					
職	3		2	2	3		7	5	5	9	6	15	9	12	13	8	12	17	15	4	11	10	11	5	19	13	8	6	6	12	2					
(二)	4																																			
	計																																			

(單位：人)

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110	111	112	113	114	115	116	117	118	119	120	号給 級表	給料表	
																															1	行
																															2	
			1																												3	
1														4																	4	
3	6	40																													5	
																															6	
																															7	
																															8	
																															9	
																											計	政 職				
																																1
																																2
																																3
3	8	5	5	6	8	7	2	6	4	11	3	4	9	5	6	6	5	7	8	4	7	7	7	4	2	4	7		7	6	4	
1	4	1		1			2		1																					5		
																															6	
																															7	
																															8	
																															9	
																											計	警 察 職				
	2	4		1	2	1				1				2			1														1	
25	26	17	68	19	49	31	29	26	27	13	25	16	11	10	16	9	24	15	21	8	15	17	7	11	29	9	16		11	19	2	
																																3
																																4
																											計	教 育 職 (一)				
																																1
12	48	51	87	43	58	59	62	51	48	72	52	76	94	59	106	52	99	47	77	67	69	37	73	57	52	55	60		43	36	2	
1	6	6	2	5	1	1	3	1	1	2	3			6																	3	
																																4
																											計	教 育 職 (二)				
																																1
																																2
																																3
																																4
																											計					

給料表	等級	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146	147	148	149	150			
		行政職	1																															
2																																		
3																																		
4																																		
5																																		
6																																		
7																																		
8																																		
9																																		
計																																		
警察職	1																																	
	2																																	
	3																																	
	4	7	2	4	3	10	2	5	2	6	7																							
	5																																	
	6																																	
	7																																	
	8																																	
	9																																	
計																																		
教育職(一)	1																																	
	2	13	12	4	19	4	5	10	9	7	5	12	17	10	6	2	16	10	10	13	7	9	17	2	10	21		6		8				
	3																																	
	4																																	
	計																																	
教育職(二)	1																																	
	2	37	44	39	28	22	26	17	20	17	17	16	36	10	15	14	13	18	28	16	21	12	20	19	10	33	5	4	13	17	12			
	3																																	
	4																																	
	計																																	

(単位：人) (注)平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

151	152	153	154	155	156	157	158	159	160	161	162	163	164	165	166	167	168	169	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再 任用		
																			239	185,089	1	政 行	6		
																			355	222,270	2				
																			873	301,121	3				
																			530	383,463	4				
																			669	424,183	5				
																			585	454,449	6				
																			193	478,128	7				
																			40	506,648	8				
																			14	540,007	9		職		
																			3,498	359,918	計		6		
																				172	197,917	1	警 察		
																				210	234,105	2			
																				197	273,170	3			
																				537	395,156	4			
																				242	432,910	5			
																				182	465,985	6			
																				75	482,972	7			
																				26	503,576	8			
																				7	519,871	9		職	
																			1,648	359,069	計				
																				124	270,625	1	教	1	
1		7																		2,093	400,169	2	育	3	
																				53	486,765	3	職		
																				40	527,450	4	(一)		
																			2,310	397,406	計		4		
																						1	教		
5	14	16	7	14	11	27		8		16							13			4,278	385,082	2	育	2	
																				285	455,052	3	職		
																				275	496,311	4	(二)		
																			4,838	395,526	計		2		

給料表	等級	給																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
研究職	1																														
	2				2		1	1				1	1	1	2	1			1	1	1		1	1	1	2	1	4	1	1	
	3								3			1	1		1	1	2	2	1	3	4	2			1		10		3	2	
	4																														
	5																														
	計																														
医療職(一)	1			2			1												1				2								
	2		2			1	6			2			7						3												
	3			1		1	3			6			4			3	4	1	3	3	1		1			2	1			1	
	4															1	3		2	3	1	1						1		1	
	計																														
医療職(二)	1																						1						2		
	2				1	2	3			4	4	5		3	2		1	1		4	2	1		4	1		1	2	4	1	
	3															4	1			1	1	1	4	1		1	1		4		
	4																							1		3	2	3	2		
	5																												1		
	6																														
	計																														
医療職(三)	1																														
	2							1			7	1			20	7	2	2	4	27	1	3	5	23	3	7	4	16	5	7	
	3												7	5	4	3	5	3	5	2	3	3	3	4	3	2	3	9	1	1	
	4															1	2	3	1	1	3	2	2	2	5	6	2	2	2		
	5															1		3	3	1	2	1	5	4		4	2	5	2		
	6																														
	計																														
福祉職	1											1															1				
	2																										1				
	3																														
	4																														
	5																														
	計																														

(單位：人)

31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	号給 級表		
					1																									1	研 究 職	
					1	1	6		3																					2		
	1	5	2	2	2	4	2	2	4	4	5	2	3	5	5	1	4	2	3	1	2	1	3		1				3			
				1	4	2	2	1		1	3	3	3	2	3		3	2	7		3	2	1		1	3	3	3	1	4		
				8	1	1	1			7	1	1		6				2												5		
																											計					
																														1	医 療 職	
																														2		
		2		1	3		2		2	1	2	1					1	1						1					3			
1	2		2			1	1		1	1	1			1	1					1	1					1	1		4			
																											計					
	1																													1	医 療 職	
	1																													2		
	1	2	5	3		2																								3		
		1	1	1	3	2	1		1	1	3	1	1	1																4		
2	3	1	1	1	2	1	2		1	2	1	1		1	2		1	2	2		1		1	2		3		3	5			
						2		1	1	1		1		3	1	1	2	1			3	3	1	2	3	2	1	1		6		
								3		1				1				1			1	2								7		
																											計					
																														1	医 療 職	
	3	4	9	3	5	5			1	1																				2		
				2	1																									3		
	3	6	1	2																										4		
2	3	2	5	4	3	6	3	4	3	2	3	5	6	4	5	4	7	4	5	3	6	4	4	9	8	9	6	11	4	5		
								2	1	6	7	2				2	4	2	1	3	3	1	4	2	7	6	2	5	3	6		
																	1	1				6				3				7		
																											計					
	1									1																				1	福 祉 職	
										1					1																	2
										1																						3
													1									1										4
																																5
																																6
																											計					

給 料 表	号 級	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	
		研究職	1																													
	2																															
	3																															
	4	3	4	2	1		2	3	1	1	1	3		1	2		2	1	2	3	1	3	1	5	5	6		3	7	21		
	5																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
(一)	4	3		1		1		1			1					1		1				1				1						
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
(二)	5	3	2	2	2																											
	6	1	3	3	5		1	2	3	2		1	4	2	1	3	7	29														
	7																															
	計																															
医療職	1																															
	2																															
	3																															
	4																															
(三)	5	5	6		6	1	3		4	1		1																				
	6	7	2	2	3	2	2	3	7	4	4	1	2	6	4	4	4	15														
	7																															
	計																															
福祉職	1																															
	2																															
	3																															
	4																1					1						1	1			
	5				1		1			4		1	2	3		1		1														
	6																															
	計																															

(単位:人) (注)平均給料には調整額・教職調整額・平成18年4月の給料の切替えに伴う現給保障額を含む。

91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	101	102	103	104	105	106	107	108	109	110 ~	合計	平均給料 (円)	号給 級	給料表	再任用
																				1	196,000	1		1
																				36	244,478	2	研	
																				103	362,934	3	究	
																				138	467,610	4	職	
																				28	529,221	5		
																				306	410,875	計		1
																				6	299,467	1	医	
																				21	358,312	2	療	
																				52	461,692	3	職	
																				41	575,455	4	(一)	
																				120	474,358	計		
																				4	191,450	1		
																				47	205,932	2		
																				32	262,697	3	医	
																				28	310,690	4	療	
																				46	389,774	5	職	
																				97	454,229	6	(二)	
																				9	484,800	7		
																				263	357,046	計		
																						1		
																				176	224,487	2		
																				69	267,603	3	医	
																				46	303,522	4	療	
																				204	383,434	5	職	
																				135	471,551	6	(三)	
																				11	503,984	7		
																				641	342,215	計		
																				4	210,462	1		1
																				3	295,433	2	福	
																				1	357,750	3		
	2	1																		9	453,650	4	社	
																				14	491,736	5		
																						6	職	
																				31	421,066	計		1

第6表 給料表別、級別平均経験年数

(単位：年)

給料表 \ 級		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
行政職	男	2.8	6.6	13.8	21.0	28.3	34.5	35.8	35.0	34.4	22.6
	女	3.6	7.5	15.3	24.3	30.5	37.1	37.6	39.2		19.5
	計	3.2	7.0	14.4	21.8	28.8	35.0	35.9	35.5	34.4	21.7
警察職	男	2.0	5.5	11.1	26.6	27.7	33.3	34.8	36.4	38.9	21.6
	女	1.2	5.2	8.8	12.0						5.3
	計	1.9	5.5	10.9	26.5	27.7	33.3	34.8	36.4	38.9	20.9
教育職(一)	男	8.2	20.0	32.1	34.7						20.3
	女	13.1	18.8	31.1	35.0						18.7
	計	11.3	19.5	31.8	34.8						19.6
教育職(二)	男		17.3	28.9	34.3						20.2
	女		20.1	30.6	34.3						20.7
	計		19.0	29.4	34.3						20.5
研究職	男	7.0	5.5	14.9	29.2	35.0					23.5
	女		5.2	14.0	29.6						13.0
	計	7.0	5.4	14.7	29.2	35.0					22.0
医療職(一)	男	4.0	7.9	16.9	28.9						19.0
	女	5.5	9.0	13.4	27.6						16.2
	計	4.5	8.1	16.6	28.7						18.6
医療職(二)	男		4.2	9.7	14.9	20.4	30.7	35.1			24.9
	女	3.0	4.3	11.1	14.4	22.1	31.9				15.9
	計	3.0	4.3	10.7	14.5	21.4	31.1	35.1			20.1
医療職(三)	男		3.8	8.8		21.6	37.8	42.5			14.7
	女		4.0	9.7	13.4	22.1	32.9	36.8			17.9
	計		4.0	9.6	13.4	22.1	33.1	37.8			17.7
福祉職	男	3.0			24.7	34.0					25.6
	女	2.0	11.7	18.0	30.3	37.2					27.1
	計	2.3	11.7	18.0	28.4	36.5					26.7

第7表 給料表別年齢構成

(単位：人)

給料表		19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55歳以上	計
行政職	男	2	69	194	256	363	351	336	384	531	2,486
	女		52	145	159	200	100	129	111	116	1,012
	計	2	121	339	415	563	451	465	495	647	3,498
警察職	男	12	107	204	179	127	142	250	321	238	1,580
	女	3	17	28	19	1					68
	計	15	124	232	198	128	142	250	321	238	1,648
教育職(一)	男		16	108	145	204	289	250	180	165	1,357
	女		14	80	179	192	155	131	126	76	953
	計		30	188	324	396	444	381	306	241	2,310
教育職(二)	男		29	164	220	308	438	473	264	214	2,110
	女		39	220	314	353	492	586	480	244	2,728
	計		68	384	534	661	930	1,059	744	458	4,838
研究職	男		2	13	22	40	34	39	39	72	261
	女		2	4	19	10	5	3		2	45
	計		4	17	41	50	39	42	39	74	306
医療職(一)	男			6	16	23	19	13	14	14	105
	女			2	4	3	1	1	2	2	15
	計			8	20	26	20	14	16	16	120
医療職(二)	男		3	5	10	11	10	21	26	36	122
	女		17	25	23	22	12	18	9	15	141
	計		20	30	33	33	22	39	35	51	263
医療職(三)	男		5	13	4	2	4	2	2	5	37
	女		51	117	83	58	76	97	76	46	604
	計		56	130	87	60	80	99	78	51	641
福祉職	男			1			1	1	1	3	7
	女		1	2	2	2		1	5	11	24
	計		1	3	2	2	1	2	6	14	31
合計	男	14	231	708	852	1,078	1,288	1,385	1,231	1,278	8,065
	女	3	193	623	802	841	841	966	809	512	5,590
	計	17	424	1,331	1,654	1,919	2,129	2,351	2,040	1,790	13,655

第8表 扶養手当の支給状況

(1) 扶養親族数別職員数

(単位：人)

扶養親族数	区 分	該 当 職 員 数	うち扶養親族たる 配偶者を有するもの
1 人		1,835	689
2 人		2,224	663
3 人		1,554	851
4 人		537	387
5 人		106	75
6 人以上		17	14
計		6,273	2,679

(2) 給料表別平均扶養親族数

(単位：人)

給料表	行政職	警察職	教育職(一)	教育職(二)	研究職	医療職(一)	医療職(二)	医療職(三)	福祉職	全給料表
平均扶養 親族数	1.1	1.5	1.0	0.8	1.3	1.9	0.7	0.2	0.2	1.0

第9表 職員の通勤状況

(1) 通勤方法

(単位：人)

部局	区分	職員数	交通機関 等利用者 (A)	交 通 用 具 使 用 者			併用者 (C)	(A)+(B)+(C)	
				自転車	原動機付 自転車等	自動車			
									小計 (B)
知事部局		3,746	554	85	6	2,235	2,326	244	3,124
各種委員会		394	76	9		238	247	31	354
県立学校		2,434	39	11	2	2,087	2,100	11	2,150
小・中学校		5,125	14	5	1	4,414	4,420	5	4,439
警察本部		1,956	135	23	5	1,209	1,237	36	1,408
計		13,655	818	133	14	10,183	10,330	327	11,475

(2) 交通用具使用者(併用者を除く。)の通勤距離別分布

(単位:人)

区分(km)	部局 交通用具	知事	各種	県立	小・中	警察	計
		部局	委員会	学校	学校	本部	
2以上 3未満	自転車	37	8	6	1	13	65
	原動機付自転車	1					1
3 ~ 4	自動車	98	13	110	384	172	777
	自転車	30	1	2	1	8	42
3 ~ 4	原動機付自転車	3		1	1		5
	自動車	164	14	161	457	98	894
4 ~ 5	自転車	10		3	1	1	15
	原動機付自転車					2	2
4 ~ 5	自動車	130	21	142	449	93	835
	自転車	2					2
5 ~ 6	原動機付自転車						
	自動車	102	12	136	404	59	713
6 ~ 8	自転車	2			1		3
	原動機付自転車	1				1	2
6 ~ 8	自動車	197	18	223	662	126	1,226
	自転車				1		1
8 ~ 10	原動機付自転車						
	自動車	170	21	169	537	101	998
10 ~ 12	自転車	1					1
	原動機付自転車						
10 ~ 12	自動車	161	18	164	381	91	815
	自転車					1	1
12 ~ 14	原動機付自転車	1					1
	自動車	126	15	162	289	84	676
14 ~ 16	自転車						
	原動機付自転車						
14 ~ 16	自動車	130	19	111	208	80	548
	自転車	2					2
16 ~ 18	原動機付自転車					1	1
	自動車	105	14	127	165	47	458
18 ~ 20	自転車						
	原動機付自転車						
18 ~ 20	自動車	119	15	119	116	60	429
	自転車						
20 ~ 22	原動機付自転車			1		1	2
	自動車	102	11	99	99	36	347
22 ~ 24	自転車						
	原動機付自転車						
22 ~ 24	自動車	76	10	77	70	36	269
	自転車						
24 ~ 26	原動機付自転車						
	自動車	81	8	60	60	26	235
26 ~ 28	自転車						
	原動機付自転車						
26 ~ 28	自動車	55	4	44	42	19	164
	自転車						
28 ~ 30	原動機付自転車						
	自動車	48	4	37	28	15	132

区分(km)	知事	各種	県立	小・中	警察	計
部局	委員会	学校	学校	本部		
30 ~ 32						
30 ~ 32	70	5	39	17	26	157
32 ~ 34						
32 ~ 34	51	6	23	14	6	100
34 ~ 36						
34 ~ 36	45	5	24	11	8	93
36 ~ 38						
36 ~ 38	31		12	5	4	52
38 ~ 40						
38 ~ 40	17	1	9	8	5	40
40 ~ 42						
40 ~ 42	1					1
40 ~ 42	24	2	7	2	6	41
42 ~ 44						
42 ~ 44	21	2	6	3	2	34
44 ~ 46						
44 ~ 46	22		7		4	33
46 ~ 48						
46 ~ 48	10		6	1	1	18
48 ~ 50						
48 ~ 50	14		5	1	1	21
50 ~ 52						
50 ~ 52	7		2			9
52 ~ 54						
52 ~ 54	12		2			14
54 ~ 56						
54 ~ 56	6					6
56 ~ 58						
56 ~ 58	8					8
58 ~ 60						
58 ~ 60	3		1		1	5
60 ~						
60 ~	30		3	1	2	36
計	85	9	11	5	23	133
	6		2	1	5	14
	2,235	238	2,087	4,414	1,209	10,183

第10表 住居手当の支給状況

(単位：受給者数 人、手当額 円)

区分 給料表	受給者数	(内 訳)					借家・借間に 係る受給者 一人当たり 平均手当額
		借家・借間			小計	自宅 手当額 3,000円の 受給者	
		手当額 11,000円 以下の受給者	手当額 11,000円超 27,000円未満の 受給者	手当額 27,000円の 受給者			
行政職	1,348		96	187	283	1,065	25,708
警察職	563	4	36	49	89	474	24,373
教育職(一)	817		68	156	224	593	25,838
教育職(二)	1,471	1	162	278	441	1,030	25,675
研究職	142		14	22	36	106	25,342
医療職(一)	49		4	11	15	34	26,427
医療職(二)	90		11	12	23	67	24,891
医療職(三)	126		42	55	97	29	25,661
福祉職	6			1	1	5	27,000
計	4,612	5	433	771	1,209	3,403	25,602

2 民間給与関係資料

(ページ調整のための白紙)

平成19年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職の職員の給与を検討するため、平成19年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

本委員会および人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業」、「卸売・小売業」、「金融・保険業」、「不動産業」、「医療、福祉」、「教育、学習支援業」および「サービス業（学術・開発研究機関、その他の生活関連サービス業、物品賃貸業、広告業および政治・経済・文化団体）」に分類された397事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

上記(3)のAに記載した事業所を統計上の理論に従い組織、規模、産業により9層に層化し、これらの層から99事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係373人（うち行政職に相当する調査実人員341人）、初任給関係以外の調査職種3,199人（うち行政職に相当する調査実人員2,677人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、19,288人であり、行政職に相当するものは14,285人である。）

(5) 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 1 1 表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	98	28	49	21
漁業	0	0	0	0
鉱業、建設業	6	0	3	3
製造業	62	14	34	14
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業	14	8	3	3
卸売・小売業	6	1	4	1
金融・保険業、不動産業	3	3	0	0
医療、福祉、教育、学習支援業、 サービス業	7	2	5	0

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が1事業所あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(第12表について同じ。)

第 1 2 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
新 卒 事 務 員	大 学 卒	187,397 ^円	187,754 ^円	185,911 ^円	196,000 ^円
	短 大 卒	166,641	163,056	169,427	-
	高 校 卒	153,610	154,000	153,385	-
新 卒 技 術 者	大 学 卒	194,473	197,263	195,334	180,000
	短 大 卒	161,955	-	161,955	-
	高 校 卒	152,265	154,513	151,037	150,750
新卒事務員・技術者計	大 学 卒	190,657	189,633	192,018	185,333
	短 大 卒	164,712	163,056	165,285	-
	高 校 卒	152,708	154,345	152,039	150,750

(注) 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみに支給される給与を除いたものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第13表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

1 公民給与比較の職種

(1)規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	1	49.0	807,700	0	807,700	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	1	49.0	807,700	0	807,700		
工場長	4	52.2	688,460	343	688,117	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	3	50.8	764,928	442	764,486		
高校卒	1	57.0	424,442	0	424,442		
事務部長	47	52.6	548,473	0	548,473	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる部の 長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	31	50.8	576,907	0	576,907		
短大卒	2	45.2	455,531	0	455,531		
高校卒	13	56.1	513,104	0	513,104		
中学卒	1	58.0	506,500	0	506,500		
技術部長	45	52.2	584,125	4,025	580,100	同上	
大学卒	30	51.3	632,652	1,272	631,380		
短大卒	2	54.0	687,102	0	687,102		
高校卒	13	53.5	500,528	8,600	491,928		
事務・ 技術 関係 職種	事務部次長	23	49.8	525,208	0	525,208	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められる 部の次長および部次長級専門職
	大学卒	19	51.5	561,813	0	561,813	
	高校卒	4	45.7	438,086	0	438,086	
	技術部次長	19	50.1	620,281	12,984	607,297	同上
	大学卒	13	48.5	561,593	21,478	540,115	
	短大卒	2	51.0	741,200	0	741,200	
	高校卒	4	53.3	694,405	0	694,405	
	事務課長	94	48.2	513,292	4,405	508,887	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる課の 長および課長級専門職
	大学卒	58	46.3	494,886	6,921	487,965	
	短大卒	6	44.0	504,695	7,402	497,293	
	高校卒	29	52.0	545,962	0	545,962	
	中学卒	1	57.0	372,800	0	372,800	
	技術課長	164	46.9	543,711	12,184	531,527	同上
	大学卒	92	44.7	529,401	7,829	521,572	
	短大卒	19	45.7	589,208	15,247	573,961	
	高校卒	53	50.8	552,182	18,277	533,905	
	事務課長代理	45	41.9	487,748	7,824	479,924	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められる課長 代理および課長代理級専門職
	大学卒	28	40.0	485,298	6,830	478,468	
	短大卒	5	40.5	421,857	10,646	411,211	
高校卒	12	45.7	514,368	8,585	505,783		
技術課長代理	44	49.0	460,845	38,346	422,499	同上	
大学卒	15	43.8	405,411	10,932	394,479		
高校卒	29	51.7	489,361	52,448	436,913		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事務 ・ 技術 関係 職種	事務係長	142	42.6	392,994	38,073	354,921	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	68	39.2	386,941	35,742	351,199	
	短大卒	10	43.2	364,096	28,341	335,755	
	高校卒	63	45.8	403,185	41,364	361,821	
	中学卒	1	33.0	270,383	32,683	237,700	
	技術係長	189	41.9	498,279	91,859	406,420	同上
	大学卒	78	40.1	492,053	97,956	394,097	
	短大卒	29	39.5	441,924	98,984	342,940	
	高校卒	81	44.6	528,848	83,294	445,554	
	中学卒	1	53.0	692,061	43,181	648,880	
	事務主任	89	39.7	326,629	40,884	285,745	
	大学卒	37	35.8	329,080	41,298	287,782	
	短大卒	15	38.1	341,325	47,355	293,970	
	高校卒	37	43.9	318,777	38,043	280,734	
	技術主任	213	42.8	408,639	63,742	344,897	
	大学卒	87	37.1	412,483	75,862	336,621	
	短大卒	17	38.6	415,767	86,970	328,797	
	高校卒	107	48.5	405,827	49,327	356,500	
	中学卒	2	48.4	296,508	16,676	279,832	
	事務係員	811	34.2	255,996	22,097	233,899	
大学卒	243	31.2	267,767	25,990	241,777		
短大卒	185	33.4	231,218	16,130	215,088		
高校卒	373	36.1	259,182	22,561	236,621		
中学卒	10	53.9	313,065	24,389	288,676		
技術係員	747	35.6	314,550	43,571	270,979		
大学卒	275	30.4	318,785	56,630	262,155		
短大卒	101	32.1	262,493	28,760	233,733		
高校卒	368	40.2	327,334	39,269	288,065		
中学卒	3	54.9	367,189	26,138	341,051		

(2)規模500人以上(企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
	人	歳	円	円	円		
支店長	1	49.0	807,700	0	807,700	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	1	49.0	807,700	0	807,700		
工場長	3	50.8	764,928	442	764,486	・ 構成員50人以上の工場 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	3	50.8	764,928	442	764,486		
高校卒	-	-	-	-	-		
事務部長	24	50.0	630,930	0	630,930	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	
大学卒	17	49.3	654,901	0	654,901		
短大卒	1	40.0	440,000	0	440,000		
高校卒	6	53.8	589,041	0	589,041		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部長	16	51.3	781,421	371	781,050	同上	
大学卒	10	49.8	816,138	539	815,599		
短大卒	1	58.0	978,900	0	978,900		
高校卒	5	54.3	665,500	0	665,500		
事務・ 技術 関係 職種	事務部次長	13	51.5	610,321	0	610,321	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められ る部の次長および部次長級専門職
	大学卒	13	51.5	610,321	0	610,321	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術部次長	9	51.7	799,092	0	799,092	同上
	大学卒	6	48.7	755,246	0	755,246	
	短大卒	1	52.0	882,200	0	882,200	
	高校卒	2	55.0	806,500	0	806,500	
	事務課長	51	47.0	584,441	8,724	575,717	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
	大学卒	35	45.5	539,217	12,691	526,526	
	短大卒	3	40.2	526,400	12,909	513,491	
	高校卒	12	51.3	700,037	0	700,037	
	中学卒	1	57.0	372,800	0	372,800	
	技術課長	110	46.7	594,511	12,709	581,802	同上
	大学卒	54	43.3	588,890	7,908	580,982	
	短大卒	15	46.6	626,307	19,107	607,200	
高校卒	41	50.9	589,945	16,407	573,538		
事務課長代理	29	41.7	527,363	5,125	522,238	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められ る課長代理および課長代理級専門職	
大学卒	23	40.5	508,997	4,078	504,919		
短大卒	1	37.0	386,611	46,965	339,646		
高校卒	5	45.7	593,364	3,932	589,432		
技術課長代理	30	52.5	485,386	55,490	429,896	同上	
大学卒	3	53.3	390,591	42,745	347,846		
高校卒	27	52.4	494,512	56,718	437,794		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	68	41.4	480,953	62,769	418,184	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を 有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	36	37.5	437,441	54,053	383,388	
	短大卒	3	41.3	467,526	64,375	403,151	
	高校卒	29	45.8	530,679	72,458	458,221	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	123	43.9	594,014	116,689	477,325	同上
	大学卒	49	40.6	572,871	126,492	446,379	
	短大卒	10	39.4	625,336	185,849	439,487	
	高校卒	63	47.2	604,860	98,028	506,832	
	中学卒	1	53.0	692,061	43,181	648,880	
	事務主任	36	41.6	383,880	51,567	332,313	
	大学卒	14	34.6	396,375	70,522	325,853	
	短大卒	7	39.6	404,991	52,222	352,769	
	高校卒	15	47.6	365,403	37,532	327,871	
	技術主任	163	44.6	434,023	68,077	365,946	
	大学卒	53	37.2	448,130	88,830	359,300	
	短大卒	11	41.0	491,320	112,963	378,357	
	高校卒	99	49.7	418,105	49,571	368,534	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	400	35.5	278,492	23,169	255,323	
	大学卒	118	31.0	272,100	26,269	245,831	
	短大卒	83	34.2	244,453	14,329	230,124	
	高校卒	191	38.1	299,213	26,272	272,941	
中学卒	8	57.5	313,825	13,241	300,584		
技術係員	448	37.9	334,047	44,312	289,735		
大学卒	88	32.2	346,716	60,330	286,386		
短大卒	60	33.0	271,182	27,964	243,218		
高校卒	297	41.1	345,954	42,905	303,049		
中学卒	3	54.9	367,189	26,138	341,051		

(3) 規模 100 人以上 500 人未満(企業規模 100 人以上 500 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
工場長	1	57.0	424,442	0	424,442	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	1	57.0	424,442	0	424,442	
事務部長	19	53.2	517,382	0	517,382	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	13	52.1	519,648	0	519,648	
短大卒	1	48.0	463,950	0	463,950	
高校卒	5	56.8	522,694	0	522,694	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術部長	24	52.6	516,499	1,372	515,127	同上
大学卒	20	52.1	527,201	1,694	525,507	
短大卒	1	52.0	536,500	0	536,500	
高校卒	3	55.8	446,712	0	446,712	
事務部次長	9	51.0	465,126	0	465,126	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められ る部の次長および部次長級専門職
大学卒	6	51.6	490,602	0	490,602	
高校卒	3	49.9	422,447	0	422,447	
技術部次長	9	48.1	458,762	2,928	455,834	同上
大学卒	6	47.3	450,210	4,318	445,892	
短大卒	1	49.0	471,042	0	471,042	
高校卒	2	50.0	479,628	0	479,628	
事務課長	40	48.4	454,168	0	454,168	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	22	46.7	454,009	0	454,009	
短大卒	3	49.0	475,524	0	475,524	
高校卒	15	50.8	450,264	0	450,264	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	50	46.7	453,900	2,572	451,328	同上
大学卒	37	46.0	453,675	3,429	450,246	
短大卒	4	42.5	442,703	0	442,703	
高校卒	9	51.2	459,322	0	459,322	
事務課長代理	16	42.3	423,023	12,232	410,791	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認めら れる課長代理および課長代理級専門職
大学卒	5	38.3	394,721	17,349	377,372	
短大卒	4	41.0	427,682	4,645	423,037	
高校卒	7	45.8	440,103	12,959	427,144	
技術課長代理	14	41.9	411,155	3,631	407,524	同上
大学卒	12	41.8	408,513	4,274	404,239	
高校卒	2	42.9	426,085	0	426,085	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	67	42.8	335,498	21,122	314,376	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を 有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる 係長および係長級専門職
	大学卒	30	40.0	335,804	22,303	313,501	
	短大卒	7	43.7	335,591	18,411	317,180	
	高校卒	29	45.4	336,819	20,274	316,545	
	中学卒	1	33.0	270,383	32,683	237,700	
	技術係長	42	40.6	355,648	37,687	317,961	同上
	大学卒	24	39.0	368,641	44,926	323,715	
	短大卒	9	45.5	344,716	20,910	323,806	
	高校卒	9	39.7	334,155	37,256	296,899	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	52	38.9	293,048	33,927	259,121	
	大学卒	22	36.6	297,351	25,905	271,446	
	短大卒	8	36.9	289,696	43,409	246,287	
	高校卒	22	41.7	290,083	38,358	251,725	
	技術主任	43	40.2	343,139	48,811	294,328	
	大学卒	32	38.0	349,133	49,518	299,615	
	短大卒	3	45.1	410,968	100,020	310,948	
	高校卒	6	46.4	299,143	33,185	265,958	
	中学卒	2	48.4	296,508	16,676	279,832	
	事務係員	363	32.3	239,436	23,092	216,344	
	大学卒	114	31.1	265,024	25,831	239,193	
	短大卒	90	31.5	227,135	21,267	205,868	
	高校卒	158	33.5	227,113	21,622	205,491	
中学卒	1	57.0	467,628	132,528	335,100		
技術係員	276	30.5	271,536	43,149	228,387		
大学卒	173	28.7	295,750	54,809	240,941		
短大卒	38	30.1	238,225	32,123	206,102		
高校卒	65	34.8	232,009	21,483	210,526		
中学卒	-	-	-	-	-		

(4)規模 100 人未満(企業規模 50 人以上 100 人未満で、かつ、事業所規模 50 人以上の事業所)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
	人	歳	円	円	円	
支店長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
工場長	-	-	-	-	-	・ 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務部長	4	55.8	474,435	0	474,435	・ 2課以上または構成員20人以上の部の長 ・ 職能資格等が上記の部の長と同等と認められる 部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
大学卒	1	51.0	511,300	0	511,300	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	57.0	439,971	0	439,971	
中学卒	1	58.0	506,500	0	506,500	
技術部長	5	52.6	455,809	14,021	441,788	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	5	52.6	455,809	14,021	441,788	
事務部次長	1	40.0	459,300	0	459,300	・ 前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職能資格等が上記の部の次長と同等と認められ る部の次長および部次長級専門職
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	1	40.0	459,300	0	459,300	
技術部次長	1	51.0	516,541	93,541	423,000	同上
大学卒	1	51.0	516,541	93,541	423,000	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
事務課長	3	55.3	366,569	0	366,569	・ 2係以上または構成員10人以上の課の長 ・ 職能資格等が上記の課の長と同等と認められる 課の長および課長級専門職
大学卒	1	51.0	330,500	0	330,500	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	2	57.5	384,604	0	384,604	
中学卒	-	-	-	-	-	
技術課長	4	51.0	473,271	59,458	413,813	同上
大学卒	1	54.0	512,623	79,123	433,500	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	3	50.0	460,154	52,904	407,250	
事務課長代理	-	-	-	-	-	・ 前記課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 ・ 課長に直属し部下4人以上を有する者 ・ 職能資格等が上記の課長代理と同等と認められ る課長代理および課長代理級専門職
大学卒	-	-	-	-	-	
短大卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	
技術課長代理	-	-	-	-	-	同上
大学卒	-	-	-	-	-	
高校卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年 齢	平成19年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務係長	7	46.4	312,934	19,160	293,774	・ 課長または課長代理等に直属し直属の部下を有する者 ・ 職能資格等が上記の係長と同等と認められる係長および係長級専門職
	大学卒	2	45.5	381,800	0	381,800	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	46.8	285,388	26,824	258,564	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	24	38.4	389,024	75,873	313,151	同上
	大学卒	5	40.2	375,344	74,764	300,580	
	短大卒	10	37.2	399,526	91,766	307,760	
	高校卒	9	38.8	384,954	58,830	326,124	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	1	34.0	331,094	57,544	273,550	
	大学卒	1	34.0	331,094	57,544	273,550	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	7	29.7	300,398	54,965	245,433	
	大学卒	2	30.5	348,586	74,641	273,945	
	短大卒	3	31.7	279,871	34,371	245,500	
	高校卒	2	26.0	283,000	66,180	216,820	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係員	48	35.4	214,874	13,876	200,998	
大学卒	11	32.5	254,851	25,075	229,776		
短大卒	12	36.3	191,096	6,020	185,076		
高校卒	24	36.4	206,952	11,370	195,582		
中学卒	1	33.0	250,610	45,110	205,500		
技術係員	23	31.6	268,085	35,050	233,035		
大学卒	14	30.1	293,589	46,470	247,119		
短大卒	3	28.7	243,025	23,948	219,077		
高校卒	6	36.5	221,104	13,953	207,151		
中学卒	-	-	-	-	-		

2 その他の職種

規模計

職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成19年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与(A)	うち 時間 外手当(B)	(A - B)	
		人	歳	円	円	円	
技能・ 労務関係 職種	自家用乗用自動車運転手	12	52.2	404,357	77,729	326,628	
	守衛	22	48.7	439,027	97,886	341,141	
	用務員	1	64.0	184,891	0	184,891	
研究 関係 職種	研究所長	2	45.0	734,230	7,500	726,730	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	12	43.4	601,185	25,944	575,241	2室(係)以上または構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	18	42.3	453,567	201	453,366	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	21	38.6	396,012	4,528	391,484	下記の研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記の研究部(課)長および研究
	研究員	65	35.8	496,175	67,353	428,822	
医療 関係 職種	病院長	1	55.0	2,280,000	230,000	2,050,000	部下に医師または歯科医師5人以上
	副院長	3	46.7	1,298,271	56,666	1,241,605	上記の院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	6	40.3	1,281,890	64,166	1,217,724	部下に医師または歯科医師1人以上
	医師	15	38.3	948,867	68,666	880,201	
	薬局長	3	47.7	536,013	0	536,013	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	9	40.7	324,583	14,791	309,792	
	診療放射線技師	22	39.9	356,012	9,606	346,406	
	臨床検査技師	21	36.3	290,273	2,988	287,285	
	栄養士	11	36.4	315,726	14,902	300,824	
	理学療法士	21	28.0	234,411	978	233,433	
	作業療法士	22	25.2	231,128	1,415	229,713	
	総看護師長	6	50.2	474,291	27,091	447,200	部下に看護師長5人以上
	看護師長	32	44.5	417,340	13,354	403,986	部下に看護師または准看護師5人以上
	看護師	80	35.0	291,175	7,454	283,721	
准看護師	54	43.9	290,313	22,024	268,289		
教育 関係 職種	大学 学長・副学長・学部長	1	72.0	491,679	0	491,679	
	大学 教授	11	60.6	552,801	0	552,801	
	大学 准教授	11	44.1	476,957	0	476,957	
	大学 講師	7	37.3	442,751	0	442,751	
	大学 助手	2	33.5	337,834	0	337,834	
	高等学校 教頭	4	58.0	591,975	0	591,975	
高等学校 教諭	27	39.6	387,894	0	387,894		

参考 公民給与比較上の対応関係

行政職の職務の級	対応民間職種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長、工場長、 部長、部次長	-	-
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	
7級			支店長、工場長、 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第14表 民間における初任給の改定状況

項目 学歴	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
		増額	据置き	減額	
		%	%	%	
大学卒	39.4	(30.7)	(69.3)	(0.0)	60.6
高校卒	34.6	(29.7)	(65.8)	(4.5)	65.4

(注) 1 事務員と技術者のみを対象としたものである。
 2 ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 民間における借家・借間居住者に対する住宅手当の支給状況

借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	20,000円以上21,000円未満
-----------------------------------	--------------------

備考 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第16表 民間における賞与の配分状況

	課長級		係員級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
冬季	42.7	57.3	50.5	49.5

第17表 民間における所定労働時間の状況

	平均所定労働時間数(事務管理部門)
1日単位	7時間44分
1週間単位	39時間2分

(ページ調整のための白紙)

3 生計費關係資料

(ページ調整のための白紙)

平成19年4月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」(総務省)等に基づき、次の方法により、費用別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

(2) 費用別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成19年4月の費目別平均支出金額(日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの)に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、人事院の算定した全国の標準生計費を用い、これに福井市の費目別平均支出金額を全国の費目別平均支出金額で除したものを乗じて算定した。

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成18年1月～12月の家計調査の調査世帯のうち、就業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出額金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第18表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成19年4月）

その1 福井市

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	24,940円	36,540円	46,390円	56,170円	66,020円
住居関係費	35,800	90,750	77,690	64,710	51,660
被服・履物費	4,270	6,410	7,160	7,910	8,660
雑費	28,790	50,010	65,870	81,740	97,610
雑費	11,370	28,140	29,770	31,390	33,020
合計	105,170	211,850	226,880	241,920	256,970

その2 全国

【平成19年人事院勧告 参考資料より】

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	25,310円	37,090円	47,050円	57,010円	66,970円
住居関係費	26,560	67,310	57,650	47,990	38,330
被服・履物費	5,080	7,630	8,520	9,410	10,300
雑費	29,070	50,430	66,490	82,550	98,600
雑費	12,250	30,320	32,060	33,800	35,550
合計	98,270	192,780	211,770	230,760	249,750

第19表 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.497	0.631	0.764	0.898
住居関係費	1.300	1.113	0.927	0.740
被服・履物費	0.478	0.534	0.590	0.646
雑費	0.353	0.465	0.577	0.689
雑費	0.398	0.421	0.444	0.467

4 労働経済関係資料

(ページ調整のための白紙)